森と木の国・秋田

秋田県森林・林業の概要

SUMMARY OF FOREST AND FORESTRY IN AKITA

令和6年度版

（令和4年度実績）

秋田県農林水産部

目　　次

Ⅰ　森林・林業・木材産業の概要

1　県内総生産額（名目）でみる林業　・・・　1
2　製造品出荷額でみる木材産業　・・・　1
3　森林資源　・・・　2
4　森林整備　・・・　3
5　林業経営　・・・　4
6　木材の生産　・・・　5
7　木材の需給　・・・　6
8　木材産業　・・・　7
9　特用林産物　・・・　8
10　林道・作業道　・・・　9
11　林業労働・林業機械　・・・　10
12　森林組合　・・・　11
13　保安林・治山　・・・　12
14　森林保護・狩猟　・・・　13
15　林業金融　・・・　14
16　林業予算　・・・　15

Ⅱ　市町村合併マップ　・・・　16

Ⅲ　秋田県森林・林業・木材産業の主要指標と全国的地位　・・・　17

Ⅳ　2020年農林業センサス　結果概要　（確定値）　・・・　19

Ⅴ　令和6年度森林・林業・木材産業関係の重点施策　・・・　23

Ⅵ　林務行政機構と事務分掌　・・・　25

Ⅶ　林務関係予算　・・・　27

参考

自然条件　（地勢・地質・気象・植物）　・・・　28
秋田スギ　・・・　31
用語の解説　・・・　32

1　県内総生産額（名目）でみる林業

県内の林業総生産額は、昭和54年度の494億円をピークに減少傾向で推移し、平成14年度には76億円となった。その後、微増しており、令和3年度は109億2,300万円で、前年に比較し5.6%増加した。県内総生産額に占める割合は0.3%となっている。

また、第１次産業は896億8,700万円で、このうち林業は12.2%を占めている。

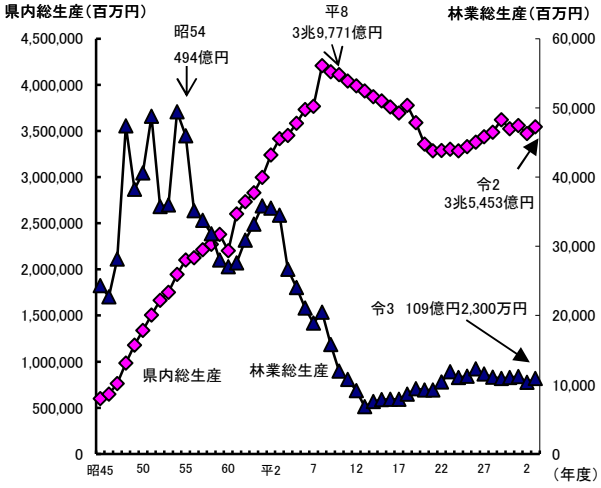

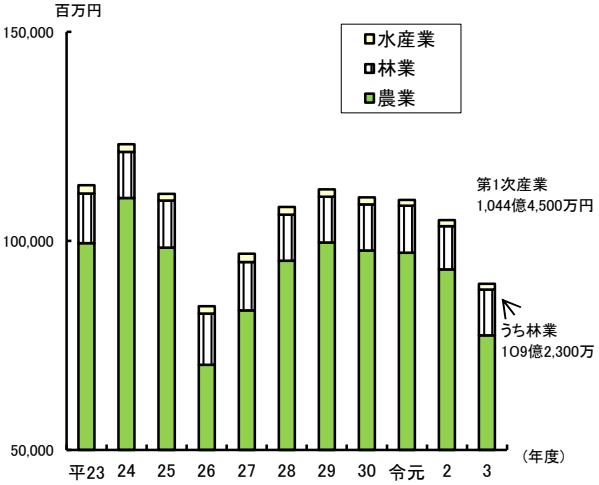

※数年おきに推計方法が異なるため、単純な比較はできません。

2　製造品出荷額等でみる木材産業

令和3年の木材・木製品の製造品出荷額等は、809億1,200万円であり、県全体の製造品出荷額の5.8%を占めている。これは、第5位の出荷額等となっている。

これに、パルプ・紙、家具・装備品を含めた木材産業の出荷額は、1,169億5,900万円となり、県総出荷額の8.3%を占めている。

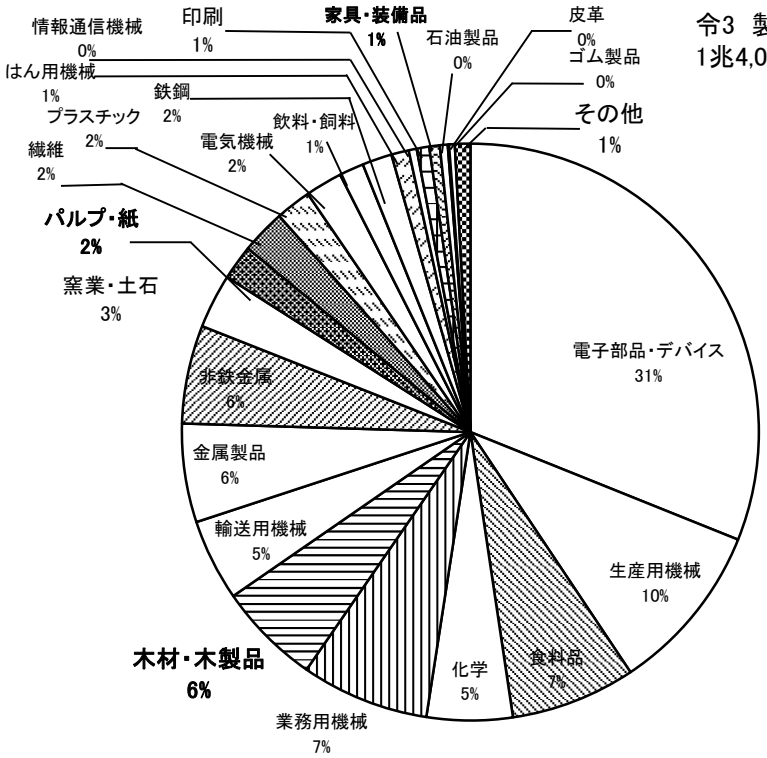

令3　製造品出荷額等
1兆4,057億2,300万円

電子部品・デバイス	436,896
生産用機械	134,308
食料品	98,424
化学	67,555
業務用機械	100,862
木材・木製品	**80,912**
輸送用機械	64,360
金属製品	77,636
非鉄金属	77,556
窯業・土石	42,521
パルプ・紙	**27,639**
繊維	35,033
プラスチック	27,934
電気機械	29,287
飲料・飼料	19,268
鉄鋼	23,372
はん用機械	13,796
情報通信機械	6,354
印刷	9,769
家具・装備品	**8,408**
石油製品	6,176
皮革	1,029
ゴム製品	4,439
その他	12,190
令和3年合計	1,405,723

（単位：百万円）

資料　経済産業省「経済構造実態調査」

3　森 林 資 源

・　本県の森林面積は、84万haで県土の72%を占めている。
　うち民有林は、44万8千haで森林面積の53%を占めており、全国的にみると国有林の占める割合が高い県である。

・　森林蓄積は約1億9千万m^3で、うち民有林が65%を占めている。
　民有林の1ha当たりの蓄積は280m^3になるなど成熟度を高めてきており、「国産材時代をリードする木材供給基地」としての資源的基盤が着々と整備されてきている。

・　人工林面積の割合は、県全体で48%、民有林では57%となっている。人工林の大多数を占めるスギ林は、60%が50年生を超え、資源の有効利用を図るとともに、若齢級では間伐などの適正な保育管理が必要とされている。

・　民有林の所有形態は、私有林が83%、公有林が17%となっている。
　さらに区分すると個人が47%を占め、会社等が27%、市町村等が14%、森林研究・整備機構および公社が9%となっている。

森林資源の構成

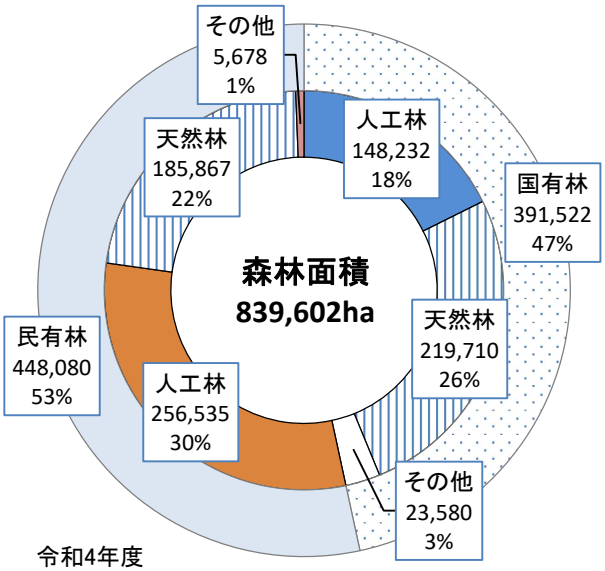

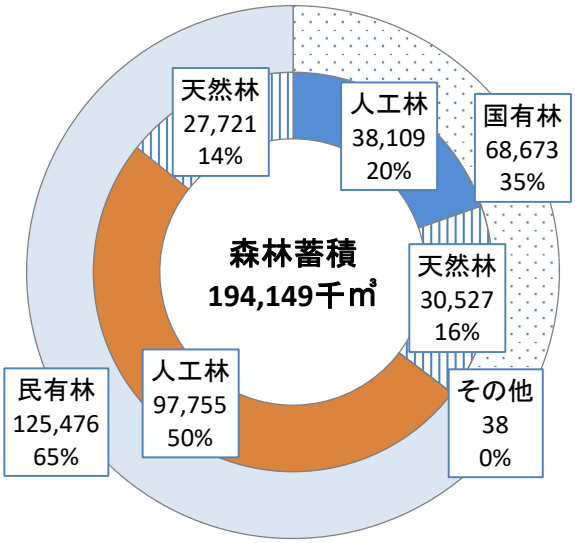

令和4年度
※単位：面積はha、蓄積は千m^3。
　合計は竹林、無立木地等を含むため、内訳の計とは一致しない。
※平成30年度より国有林の合計値には、更新困難地を含めている。

1ha当たりの森林蓄積量の推移

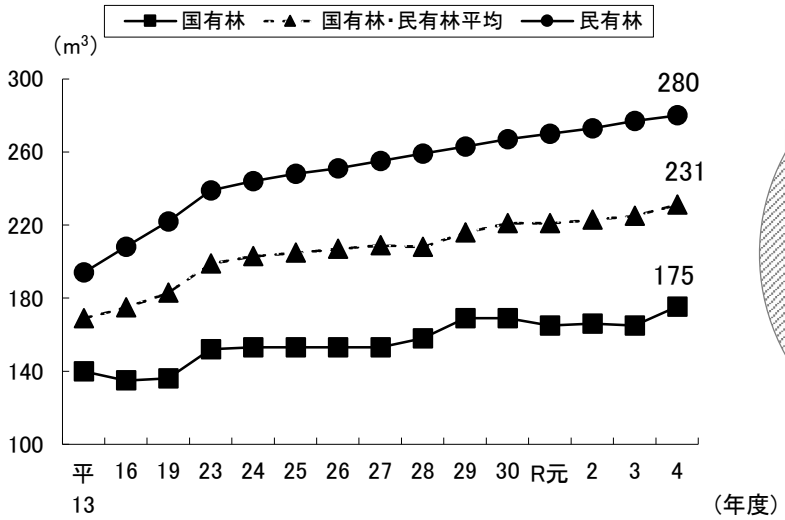

民有林所有形態別森林構成

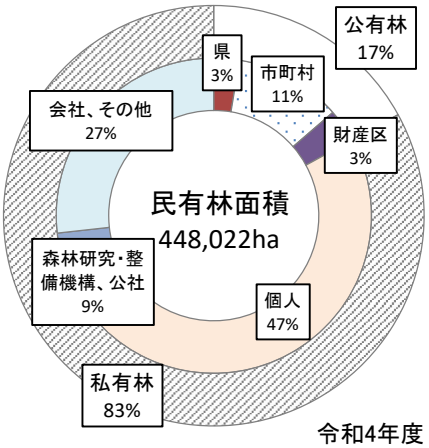

令和4年度

4　森 林 整 備

・　民有林の人工林面積は、昭和44年から展開された年間1万ha造林運動等により整備が進み、25万7千haで、その92%を占めるスギ人工面積は、全国一の23万7千haに達している。

・　スギ新植面積は令和4年度は民有林で480ha、国有林で507ha実施されている。また、民有林における造林面積に対するスギ新植面積の割合は86%である。

・　民有林スギ人工林は、35年生以下の若・幼齢林が面積の9%を占めており、その大部分が下刈や除伐、間伐などの保育が必要な時期にある。また、資源の循環利用を図るため、再造林の実施が重要となっている。

・　中でも、除間伐の主な対象となる3～7齢級の面積が約2万haで、スギ人工林全体の8%を占めている。一方、令和4年度の間伐実行量は約4,600haとなっており、適正な森林管理及び木材の安定的供給の両面から、間伐の推進が依然として重要となっている。

・　また、民有林面積の41%を占める天然林は、そのほとんどがナラ類やブナなどの広葉樹林で、多様な森づくりに向けて今後の活用が期待されており、育成天然林施業などによる整備をさらに進める必要がある。

民有林の人工林・天然林別面積

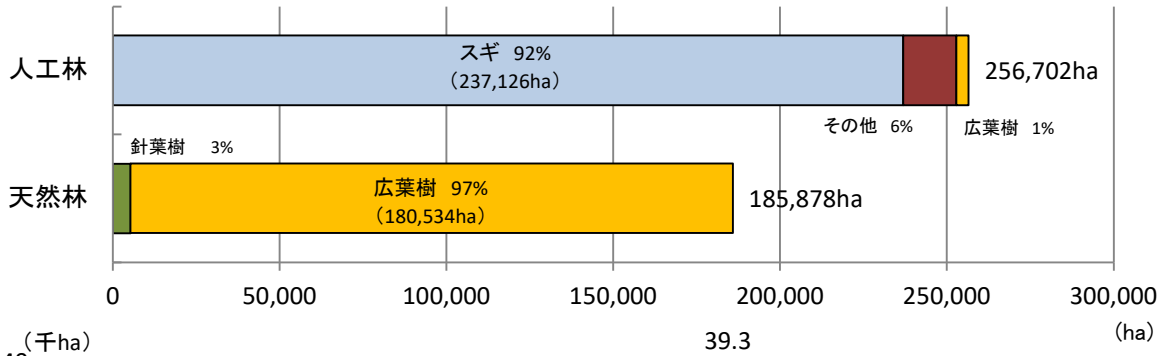

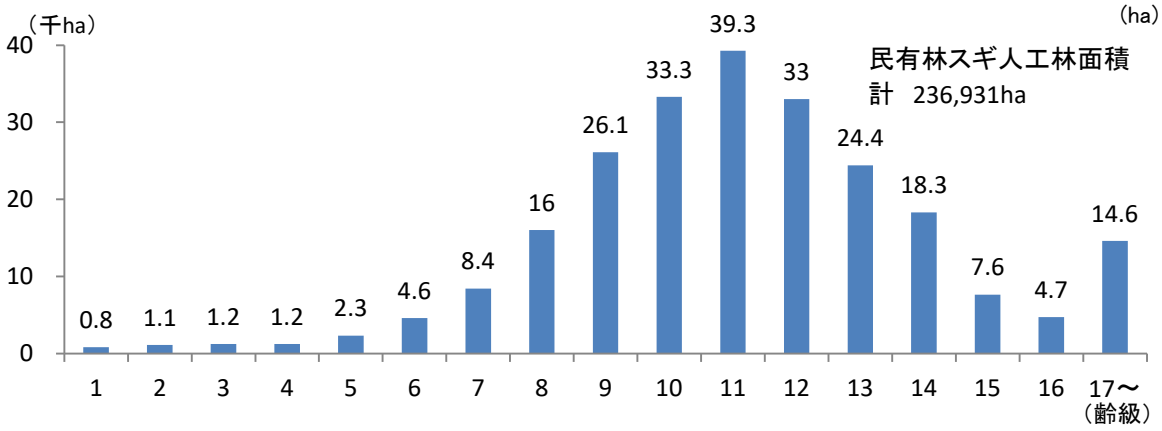

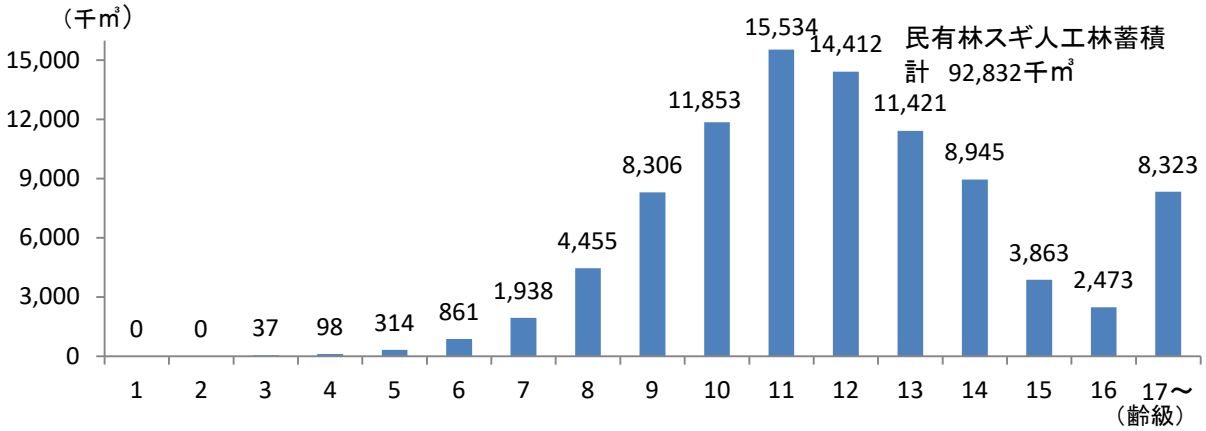

5　林 業 経 営

・　令和2年度の名目県内総生産は、3兆5,564億円で前年に対して2.1%減少した。そのうち、林業生産額は103億3,900万円で、前年に比べ7.7%の減少となった。第1次産業に占める林業生産額のシェアは9.9%である。

・　山林を所有する林家は、県内に22,125戸あり、3ha以下の林家が59%、5ha以下の林家が76%で、零細な所有構造となっている。

・　林家の64.2%は農家林家であるが、サラリーマンなど恒常的勤務に就いている非農家林家の割合が大きくなってきている。

・　平成30年度の林家1戸当たりの林業所得は、造林補助金も含めてプラス104万円となった。

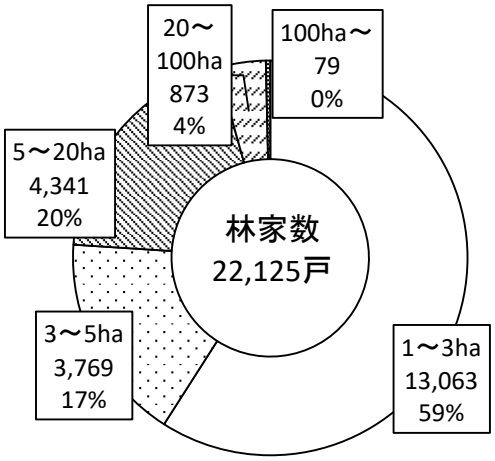

資料：農林水産省大臣官房統計部
「2020年農林業センサス」

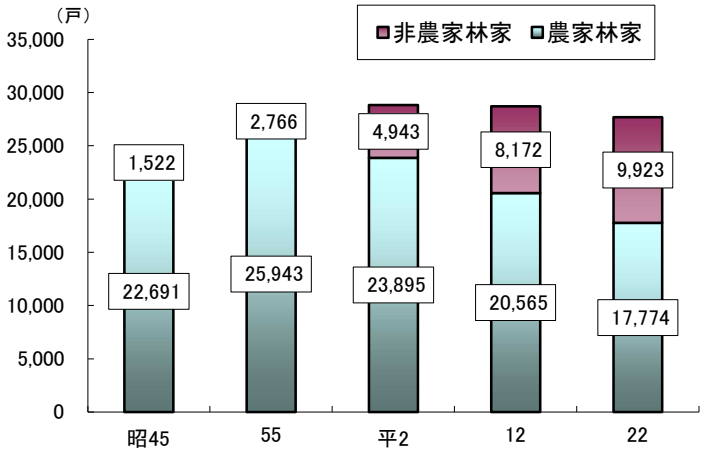

資料：農林水産省大臣官房統計部
「2010年世界農林業センサス」

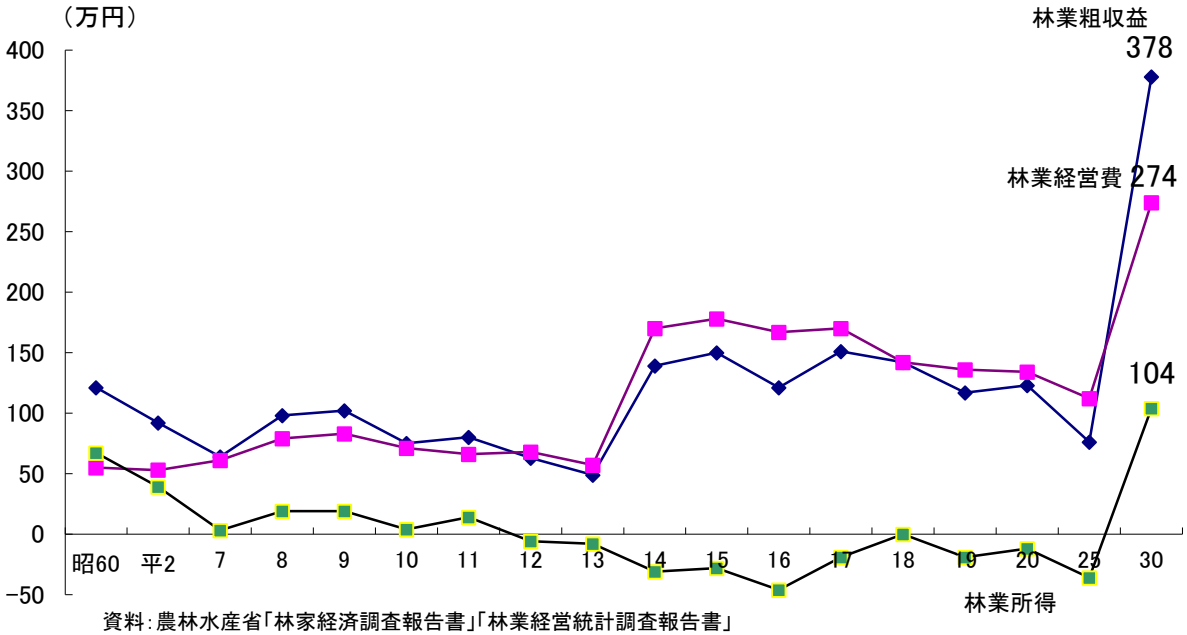

資料：農林水産省「林家経済調査報告書」「林業経営統計調査報告書」
（注）平成14年からは北陸・東北の林家を対象とした実績
　　平成19年以降、5年周期で調査が行われる。
　　平成30年から造林補助金を林業粗収益に含めている。

６　木 材 の 生 産

・　令和4年次の素材生産量は、合板用原木の需要増加等により、前年より3.4%増の122万3千m³となっている。また、燃料・輸出用を含む素材生産量は前年より4.2%増の157万1千m³となってい

・　所有形態別にみると、民有林材の割合が大きく、令和4年次は75%となっている。

・　本県の中心樹種であるスギの生産量は111万m³で、素材生産量全体の91%、針葉樹の96%を占めている。

・　県産材の用途は、住宅建築等の製材用が43%、合板用が43%、チップ用14%となり、製材・合板用が最も多くなっている。

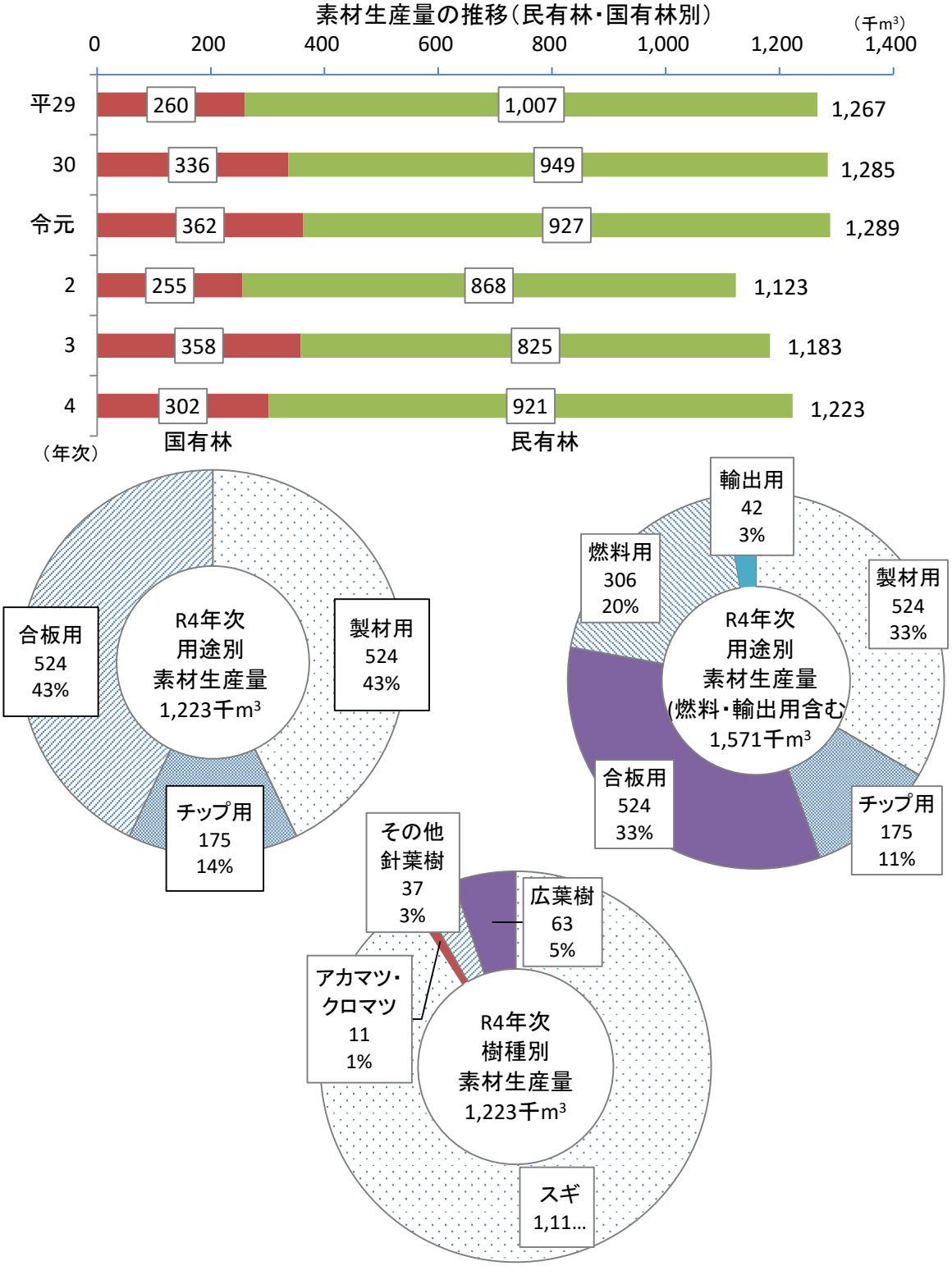

7　木 材 の 需 要

- 令和4年次の本県の木材需要量は、前年を約16.5万m^{3}上回る239万m^{3}となった。

- 需要量の内訳は、合板用が34.3%、パルプ用が32.5%を占め、製材用は19.5%となっている。

- 供給は、国産材が75.4%を占めており、前年を0.1ポイント下回った。

- 令和4年次は外材の県内港への入港量は、なかった。

- 原木市場の令和4年次の売上数量は、前年から6千m^{3}増の15.2万m^{3}で、本県素材生産量の12.4%、製材用素材の29.0%に相当する。

- 令和4年次の秋田スギの丸太価格は、径級24～28cm、長さ3.65mでは16,600円/m^{3}となり前年に比べ18.6%上昇した。ウッドショックを契機に原木価格は上昇した。

- 令和4年次の新設住宅着工数は、前年から220戸増の4,291戸となった。また、木造率は77.8%となった。

木材需要量の推移

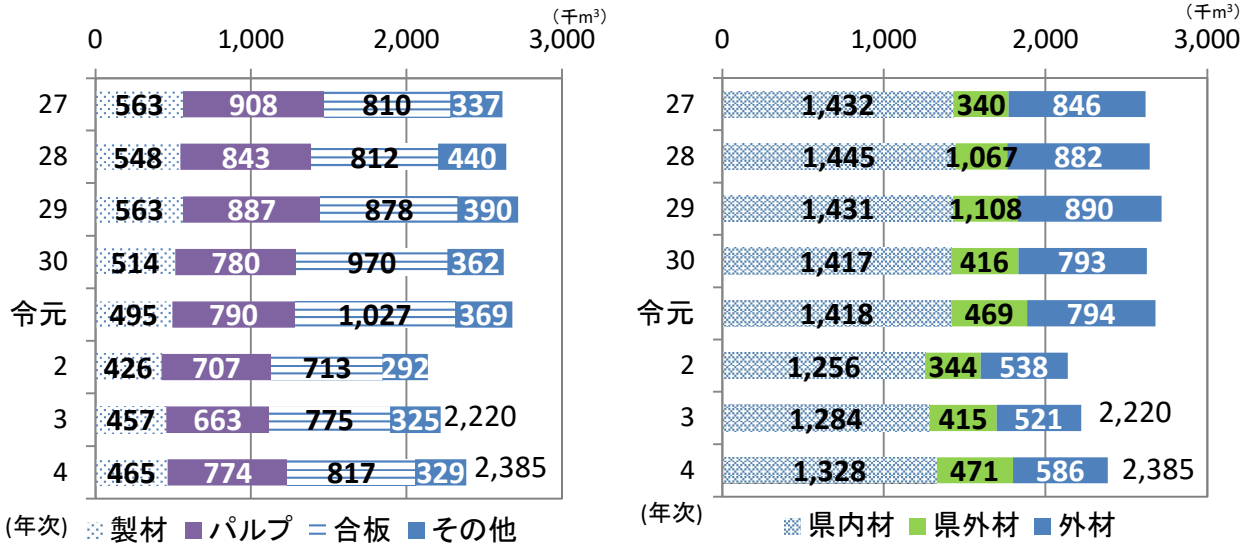

新設住宅着工数の推移

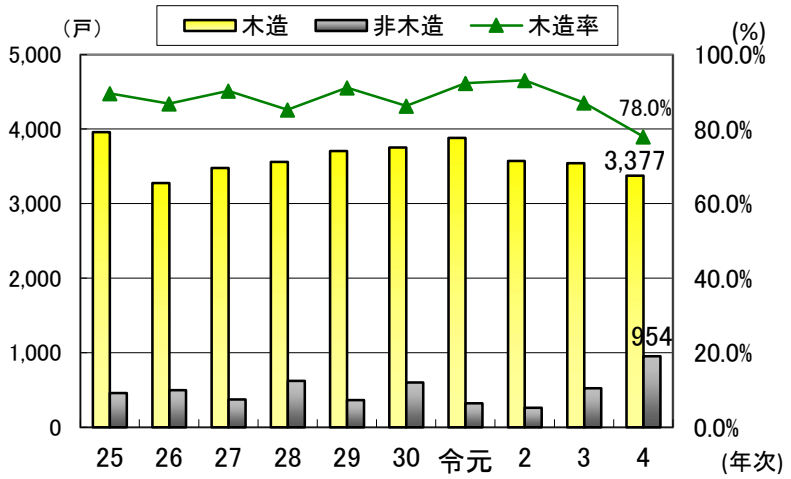

8　木 材 産 業

・　木材産業の主要業種である製材品の令和4年次の出荷量は、前年に対し2.7万m^{3}減少し、18万7千m^{3}であった。

・　令和4年次の製材工場数は、前年に対し1工場減少し、74工場となった。

・　合単板の生産量は60万m^{3}で前年から13万千m^{3}減少した。また、集成材の生産量は、6万1千m^{3}で前年に対し4万m^{3}減少している。

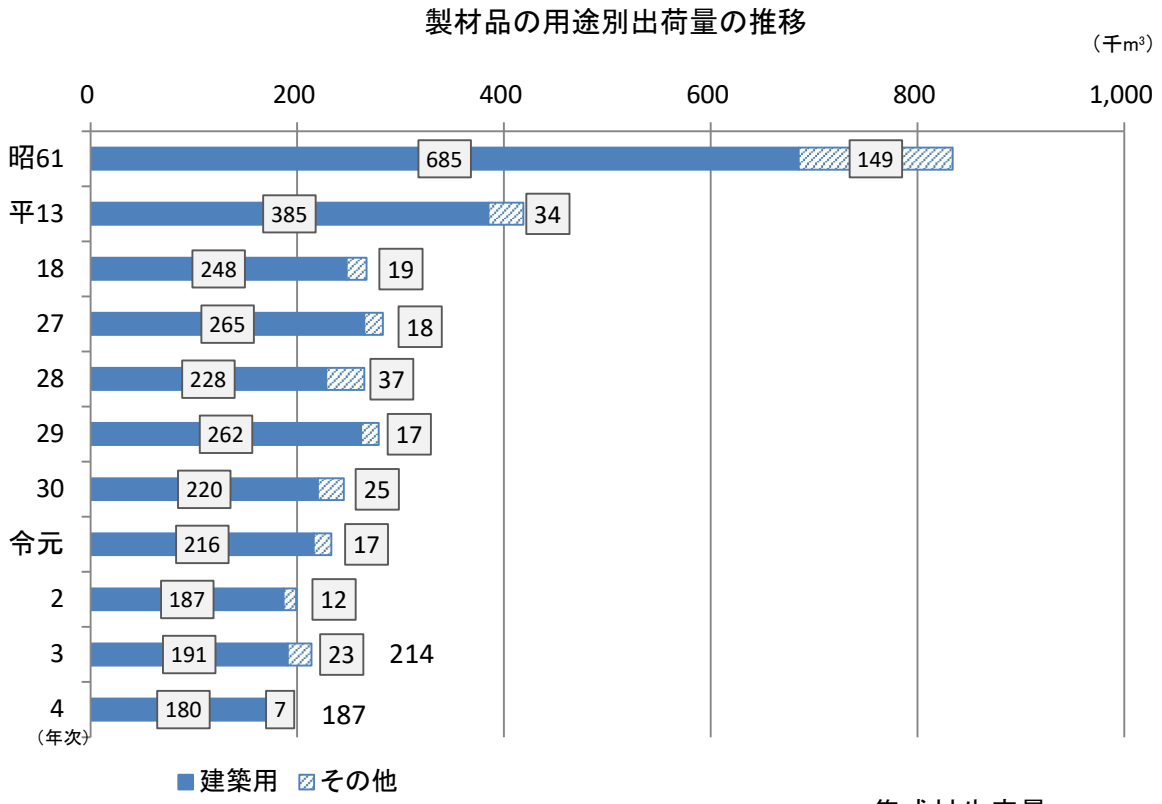

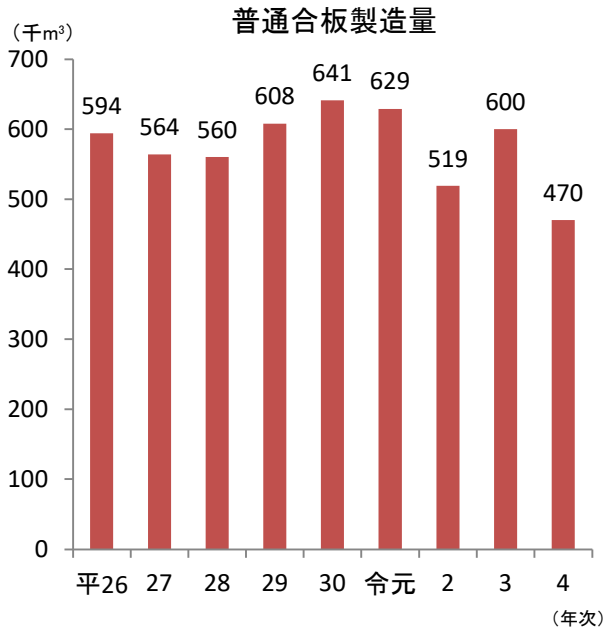

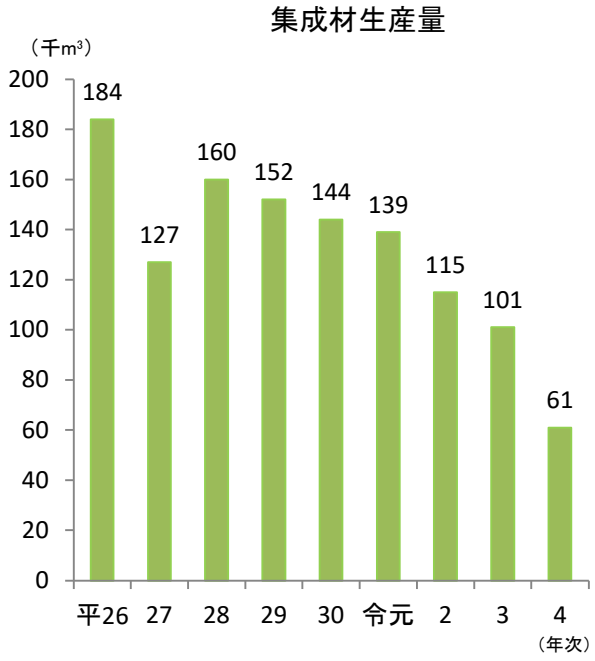

９　特 用 林 産 物

- 特用林産物の生産量は「菌床しいたけ」がもっとも多く、令和４年次は4,051tとなった。

- 「原木しいたけ」と「菌床しいたけ」の生産比率は、平成11年次に「菌床しいたけ」が逆転してから年々増加しており、令和４年次の「生しいたけ」における「菌床しいたけ」の割合は98%となった。

- 令和4年次の木質粒状燃料（木質ペレット）は前年より32%増の6,317tの生産量となった。

特用林産物の生産量

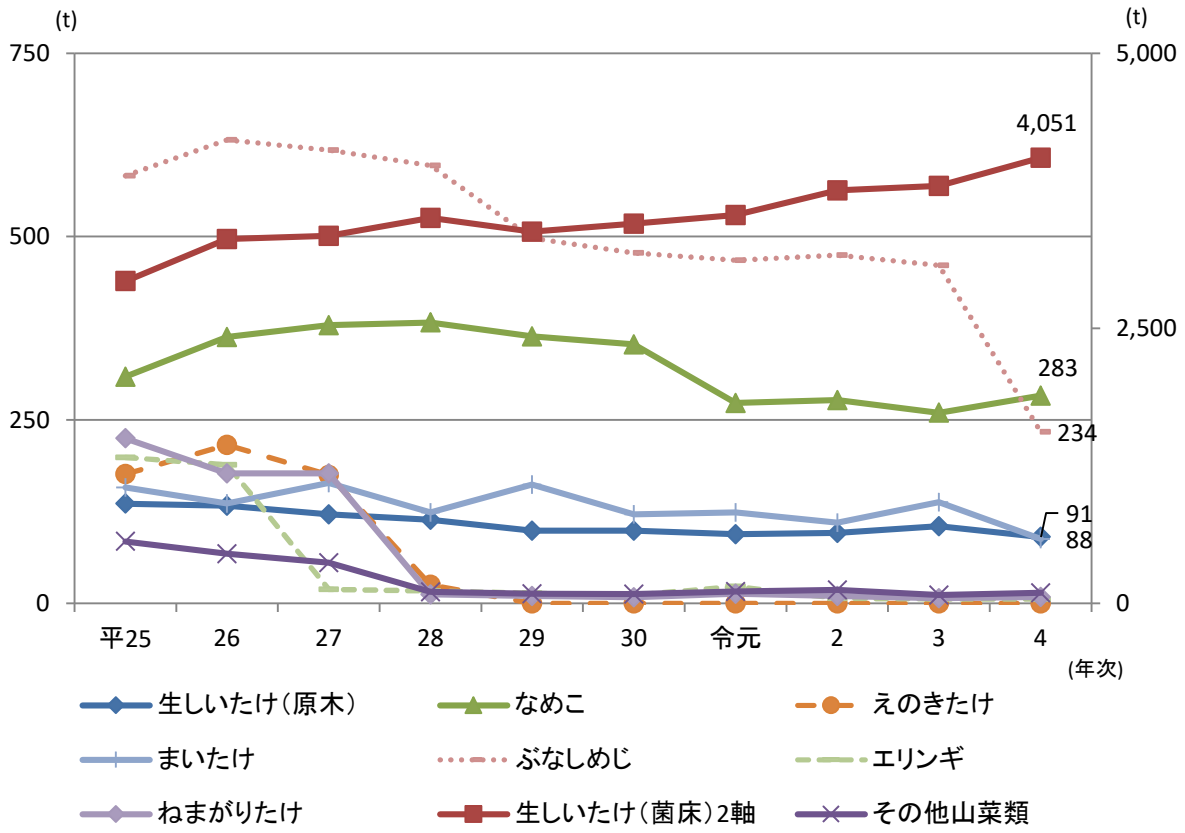

10　林 道 ・ 作 業 道

・　生産性の向上や山村の生活環境整備の基盤となる林道は、整備総延長5,650km、林道密度12.6m/haを目標（令和57年度末）としており、令和4年度末の整備総延長は3,218kmで、目標に対する整備率は57%となっている。

・　令和4年度の林道開設延長は10.0kmで、林道密度は7.3m/haとなった。近年は、木材の搬出を主たる目的とした比較的簡易な構造で開設する林業専用道を主体に整備している。

・　林内道路密度は、17.7m/haとなっている。

・　作業道は、造林事業、間伐事業、林業成長産業化路網整備事業などで実施されており、令和4年度の作設延長は323kmで、年度末の作業道開設延長は10,432kmとなった。

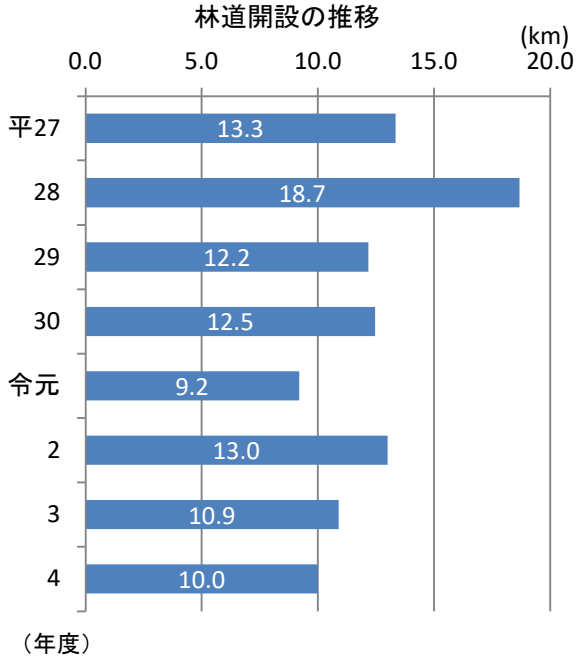

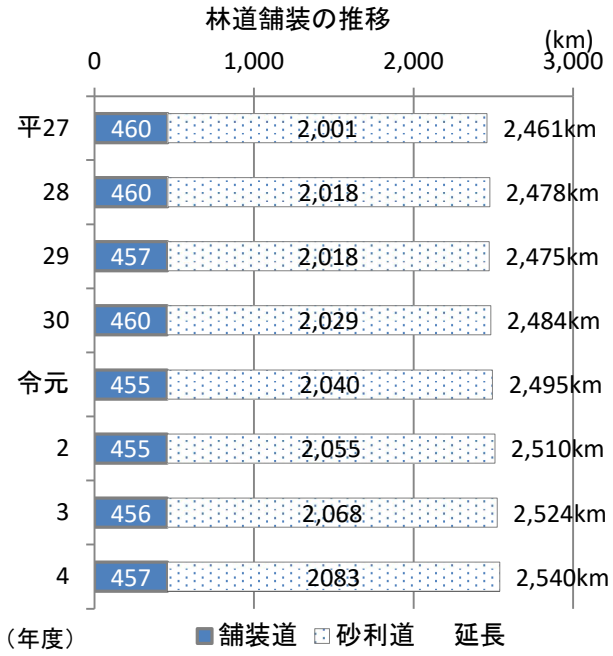

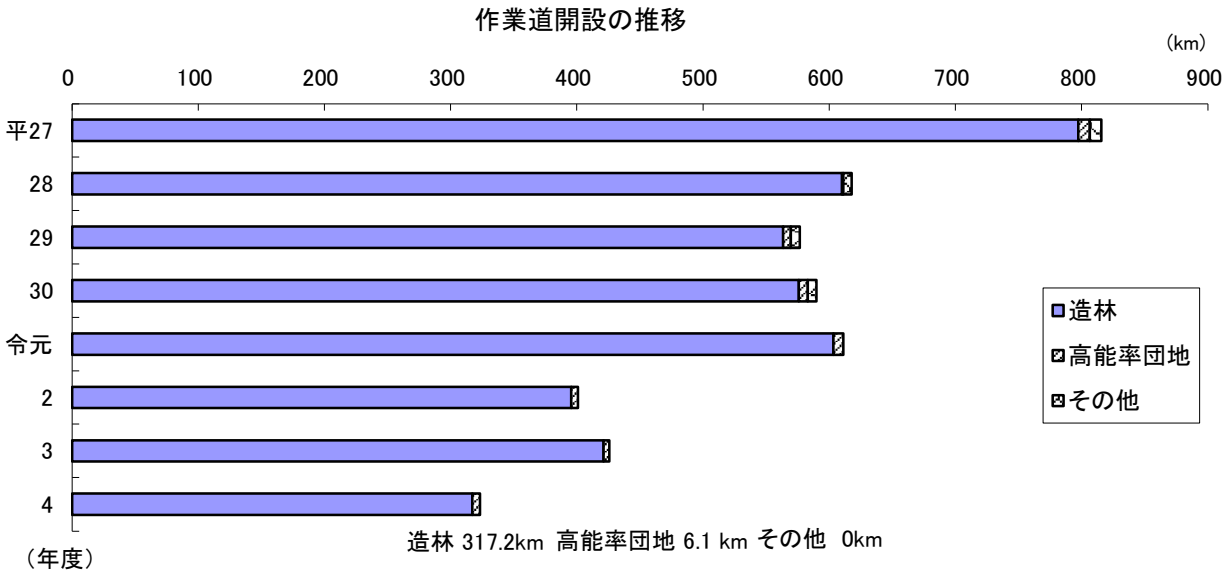

11　林 業 労 働 ・ 林 業 機 械

・　令和4年度の林業雇用労働者数は1,425人で、60歳以上の割合が36%と平成20年度の44%から徐々に下がっているものの高齢化率は高い。新規採用者は平成21年度から120～150人で推移しており、令和4年度は135人であった。新規学卒者の就職先として林業事業体が選択肢となってきている。

・　地域林業の中核的な担い手となる森林組合は、令和6年4月1日現在で10組合あり、令和4年度の全雇用労働者数は210人で前年より77人減少した。

・　森林整備担い手育成基金を活用した各種事業や助成等により、若い林業労働者にとって魅力ある労働環境となるよう、就労条件等の整備が進められている。

・　国産材需要の高まりから県内の高性能林業機械は増加傾向にあり、令和4年度末時点で、県内の保有台数は654台となっている。

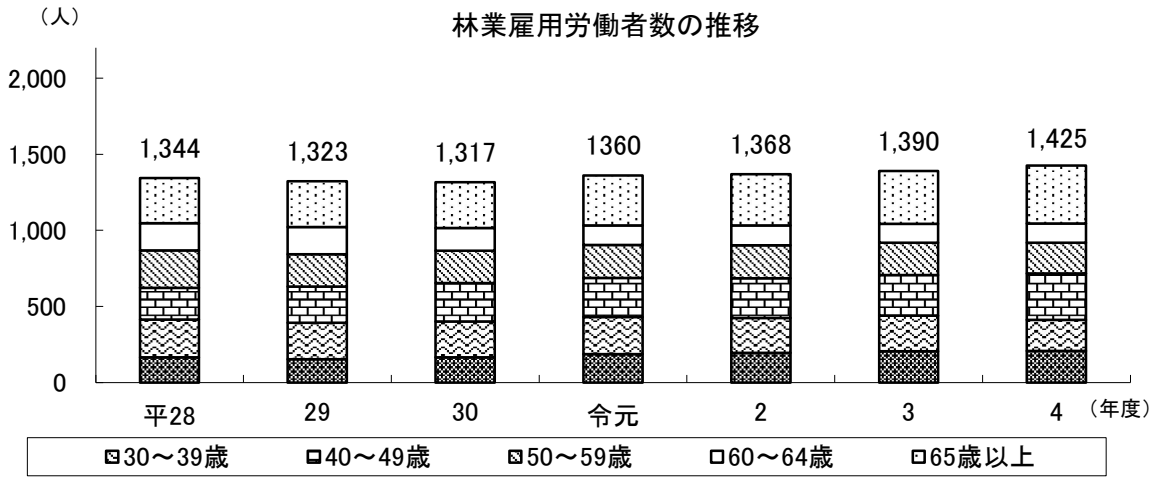

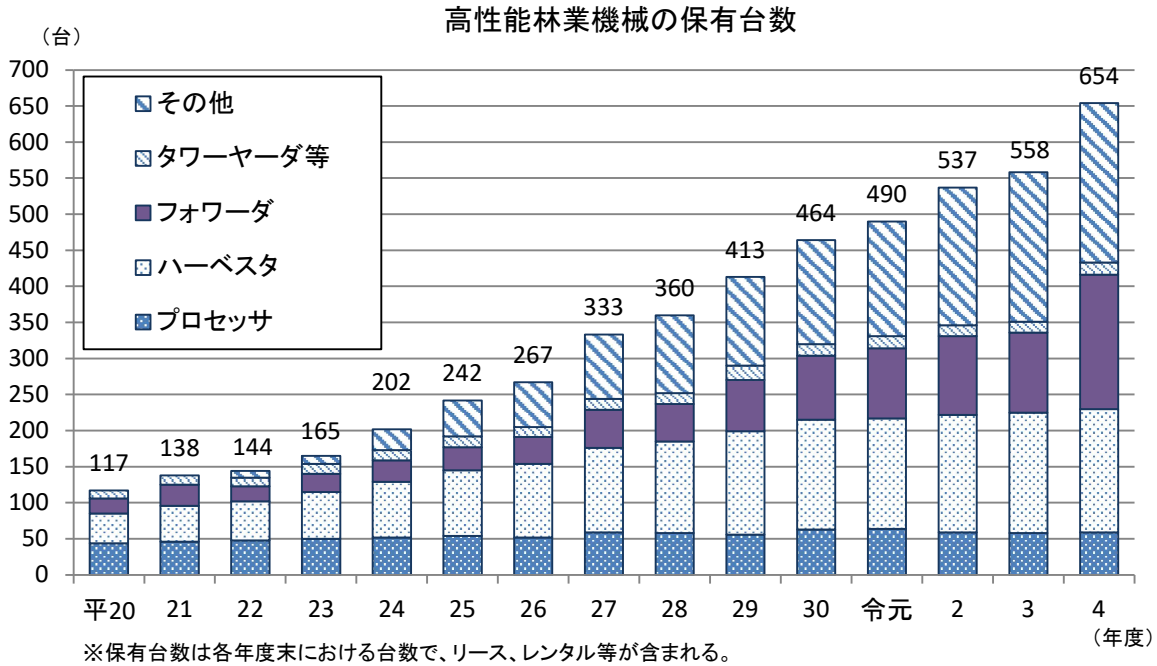

※保有台数は各年度末における台数で、リース、レンタル等が含まれる。
各年度の導入台数は、年度中の廃棄・売却等を反映していない。

12　森 林 組 合

・　森林組合は、昭和30年度時点で132組合あったが、合併が進み10組合となっている。

・　組合員数は減少傾向にあり、令和4年度は昨年より74人減少し、29,248人となっている。
今後の事業量拡大や経営基盤の強化、施業集約化への取組強化により森林組合員数の確保が望まれる。

・　組合員所有森林面積は、21.7万haで民有林の約49%を占めている。

・　民有林の造林事業や保育事業に関しては、森林組合のシェアが高く、名実ともに中核的な担い手である。令和4年度の森林造成事業は1組合当たり371haと、昨年度より86ha減少した。

・　森林組合の木材の取扱量は、林産事業が前年より5千m^3減少し31万1千m^3、販売事業が前年より6万6千m^3減の30万5千m^3であった。

森林組合の主要品目別取扱高

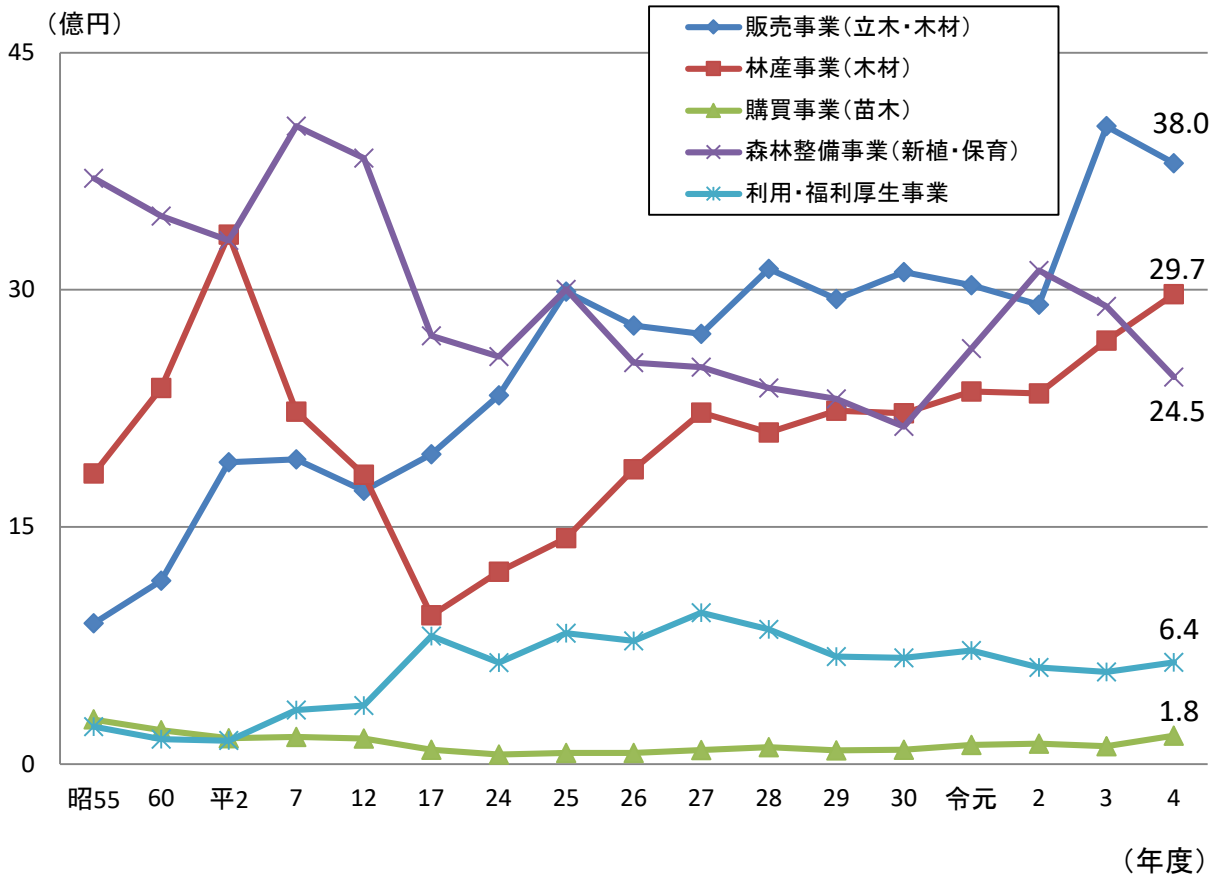

13　保 安 林 ・ 治 山

・　森林の持つ水源のかん養や土砂流出防止、保健休養機能など、公益的な機能を高度に発揮させ、森林に対する多様なニーズに応えるため、計画的な保安林の整備や治山事業の推進が図られている。

・　本県の保安林面積は、公益目的達成のため年々整備が進んでおり、民有保安林が97,975ha、国有保安林が366,276ha、併せて464,251haが保安林で、全森林の55%を占めている。

・　民有林の保安林は、水資源の確保に大きな役割を果たす水源かん養保安林が67%を占め、土砂の流出を防ぐ土砂流出防備保安林が25%を占めている。

・　民有林の治山事業については、平成16年度から流域別地域森林計画に実施箇所数を登載し、整備することとなり、令和4年度は、104基の治山ダム工、334haの森林整備を行った。

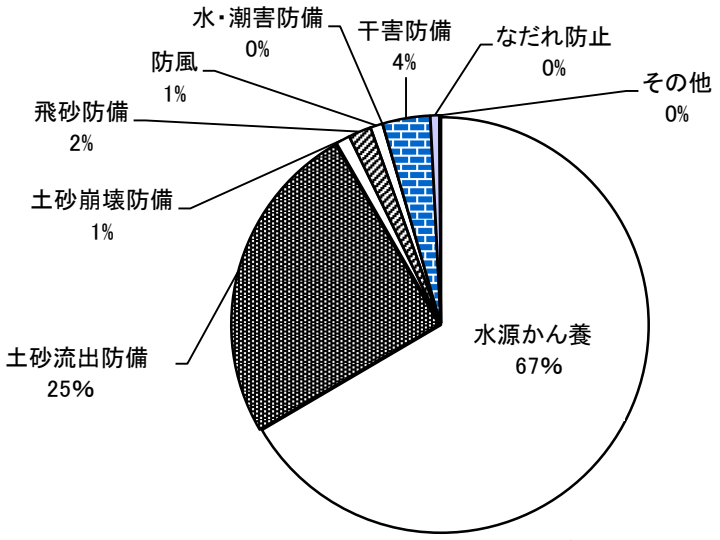

令和4年　民有林保安林面積　97,974ha

民有林の治山事業

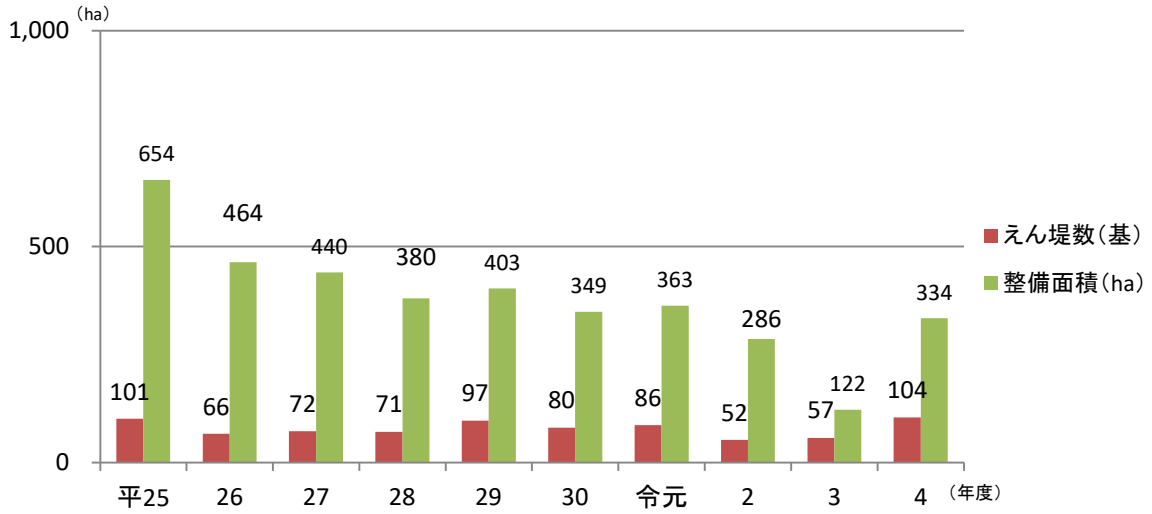

14　森 林 保 護 ・ 狩 猟

・　松くい虫被害は、昭和57年ににかほ市で確認されて以来拡大し、平成24年度までに全市町村で確認された。被害量について、平成29年度以降は減少傾向で令和4年度被害量は対前年比197%の15,425m^{3}と増加した。沿岸部の重要なクロマツ林の被害は沈静化に至っていないことから、依然として予断を許さない状況にある。

・　本県の海岸線263kmには、飛砂防備や防風、保健休養の面で重要な役割を果たしている松林が広がっており、この県民共通の緑の遺産を守るため、引き続き徹底した防除を行い、松くい虫被害の沈静化に努める。

・ ナラ枯れ被害は、平成18年度ににかほ市で確認されて以来、拡大し続け、令和2年度には新たに北秋田市で確認され20市町村で被害が確認された。被害量は、令和2年をピークに減少しており、令和4年度は7,946㎥とピーク時の49%まで減少している。

・　ナラ枯れ防除は、市町村で指定する「守るべきナラ林」を中心に実施するとともに、被害の拡大を防止するため、老齢化したナラ林の伐採を促進し、被害に強い若いナラ林への移行を図ってい

・　令和4年の林野火災は、前年比3件増の27件、被害額は1,810千円で前年より70千円増加した。

・　狩猟については、1,734名の登録が行われ、捕獲数はカモ類等の鳥類が9,845羽、ノウサギなどの獣類が545頭である。

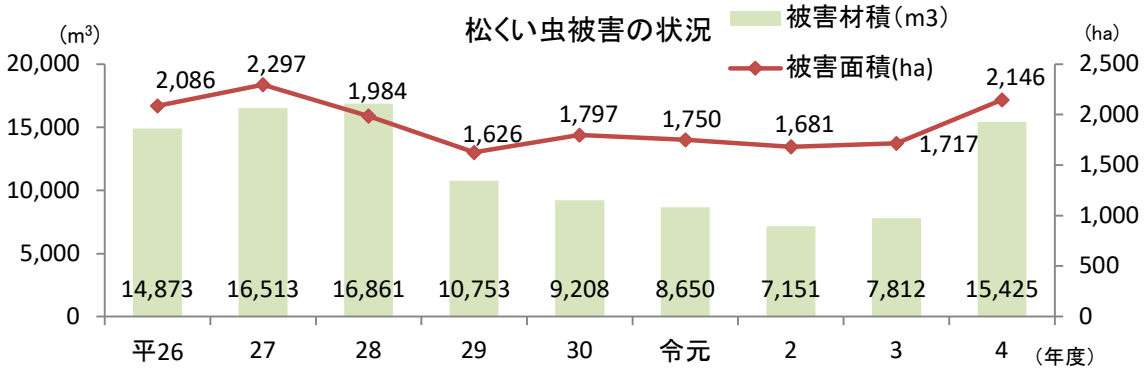

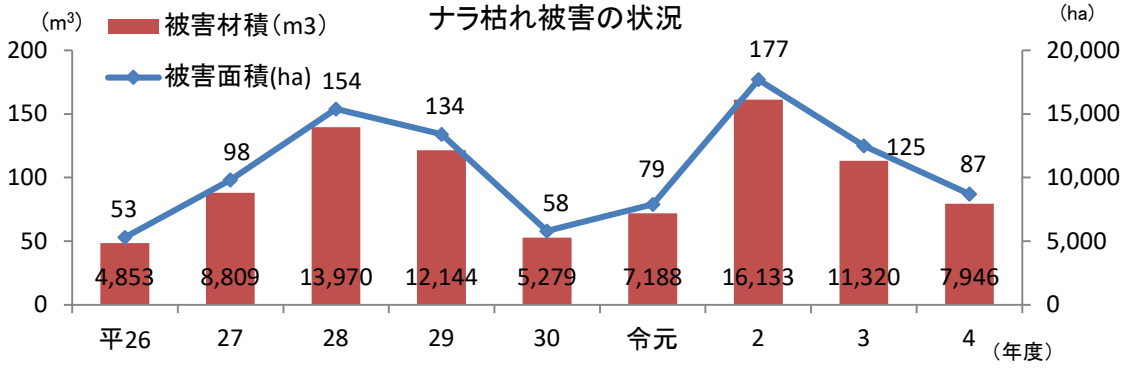

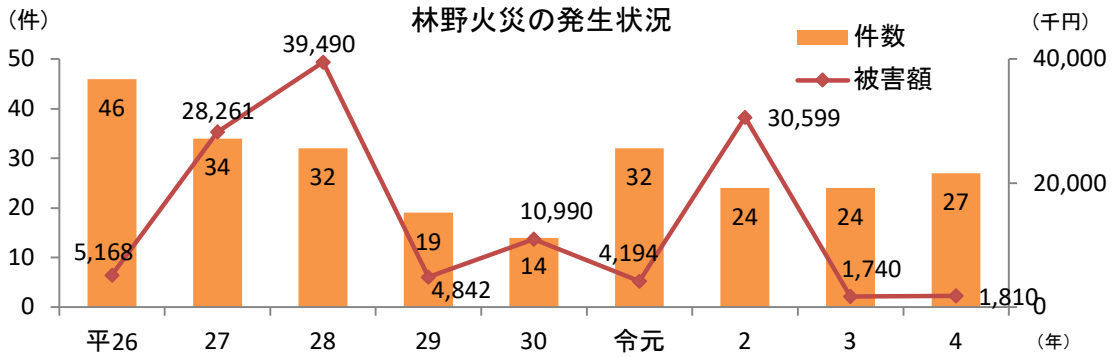

15　林 業 金 融

・　木材産業等高度化推進資金の貸付残高は、5億46百万円で、前年に比べ5百万円増加した。

・　公庫資金の貸付額は、3億54百万円で前年より45百万円増加した。

・　農林漁業（林業）信用基金の令和4年度末の債務保証額は、7億97百万円で、前年に比べ1億1百万円減少した。

貸付残高及び貸付額並びに保証状況の推移

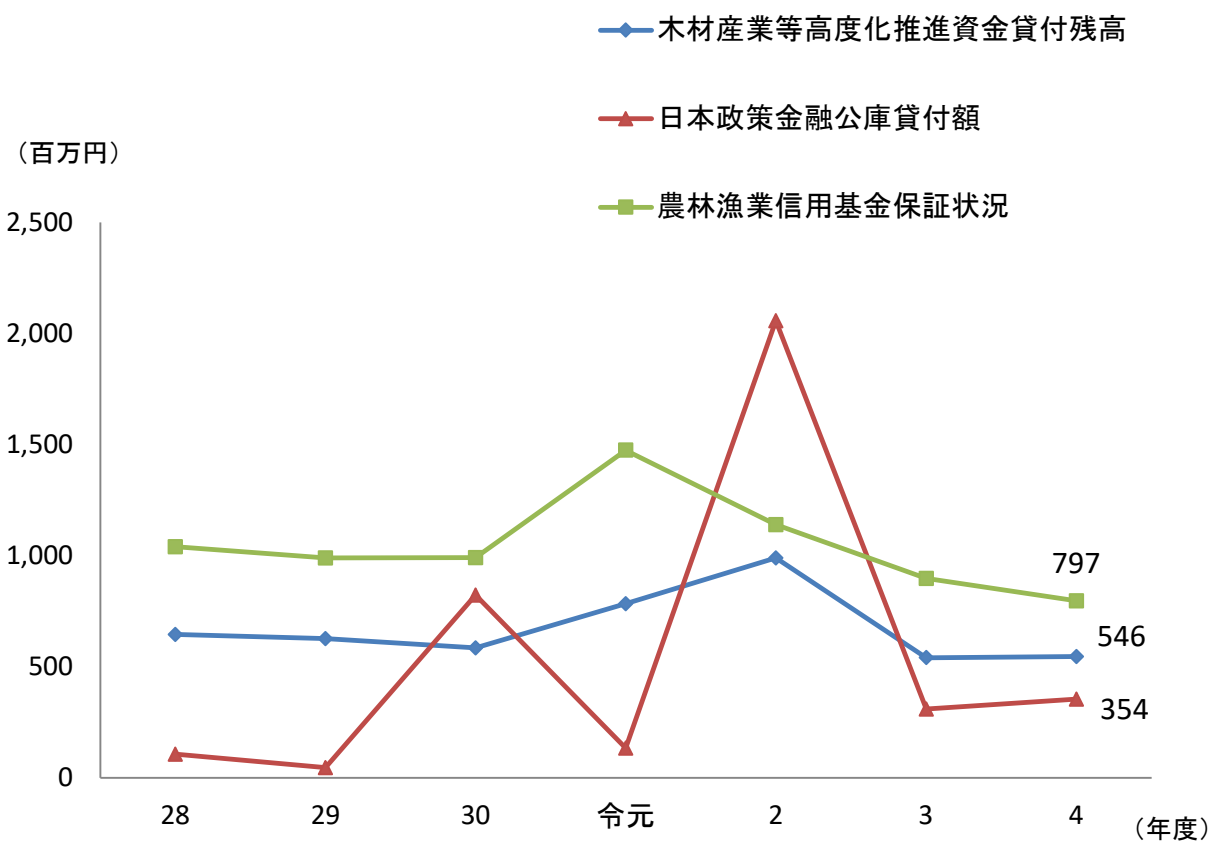

16　林 業 予 算

・　令和4年度の県歳出決算額（一般会計）6,565億円のうち、鳥獣保護費を除く林業費は145億円で全体の2.2%となっている。

・　林業費を部門別に見ると、林業総務費が16%、林業振興費が12%、造林費が25%、治山費が36%、林道費が8%、その他3%となっている。

R4歳出決算額（一般会計）
656,469百万円

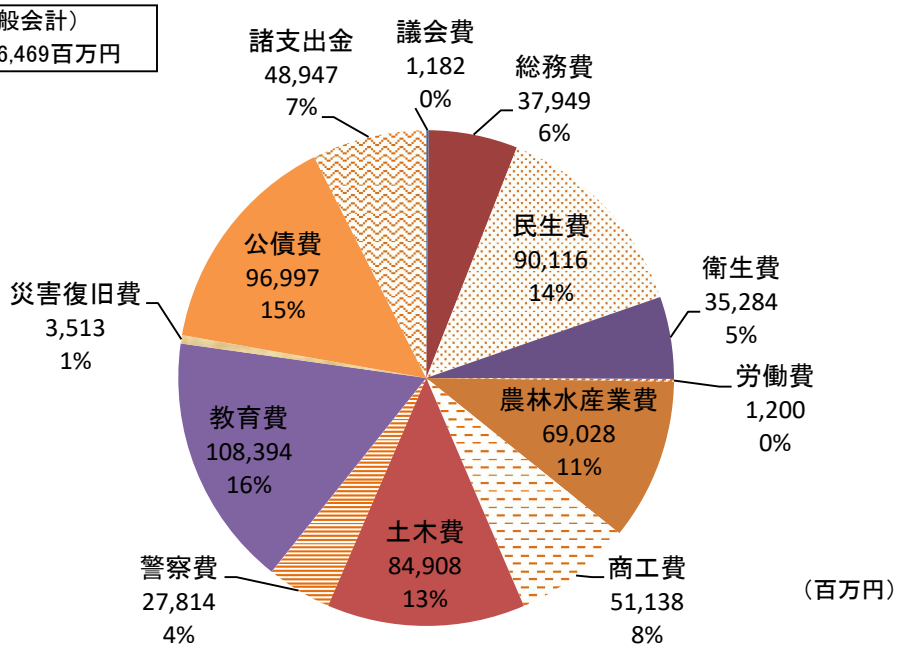

R3歳出決算額（農林水産業費）
69,028百万円

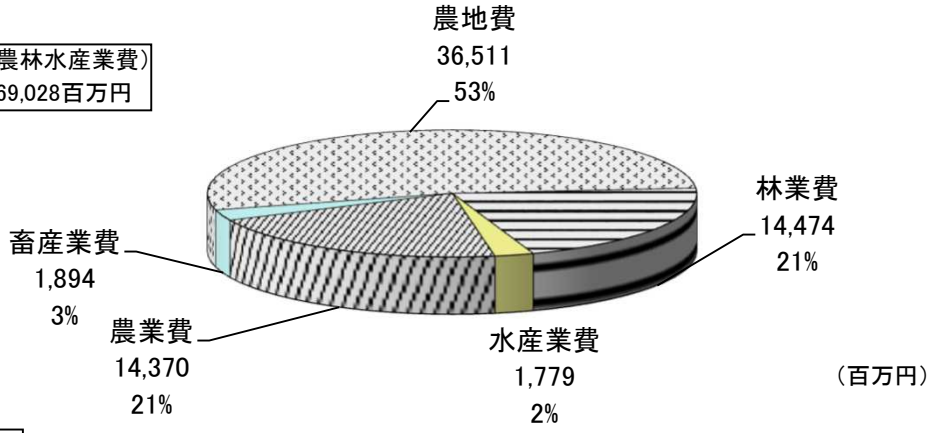

林業費内訳の推移

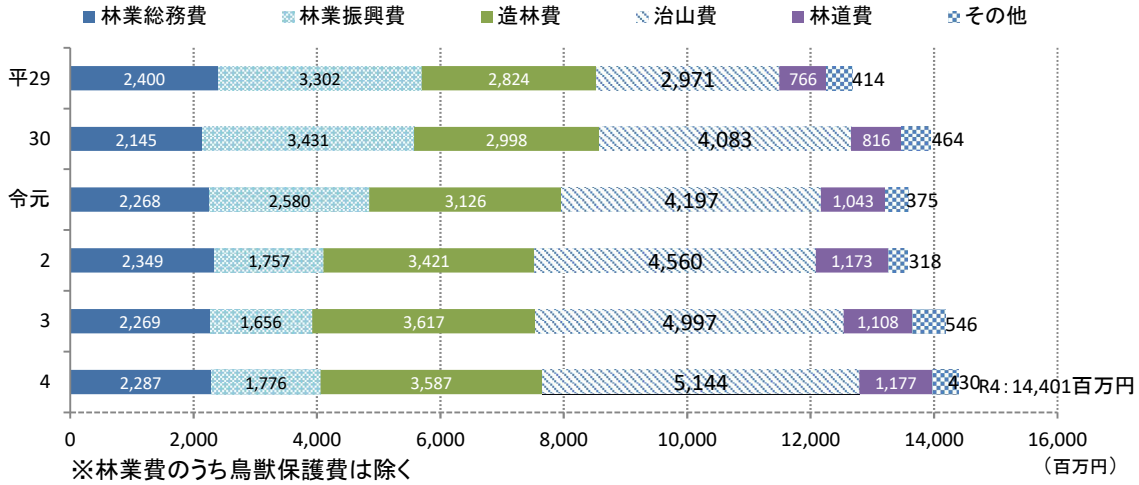

※林業費のうち鳥獣保護費は除く

Ⅱ　市町村合併マップ

秋田県市町村要覧（令和5年1月現在）

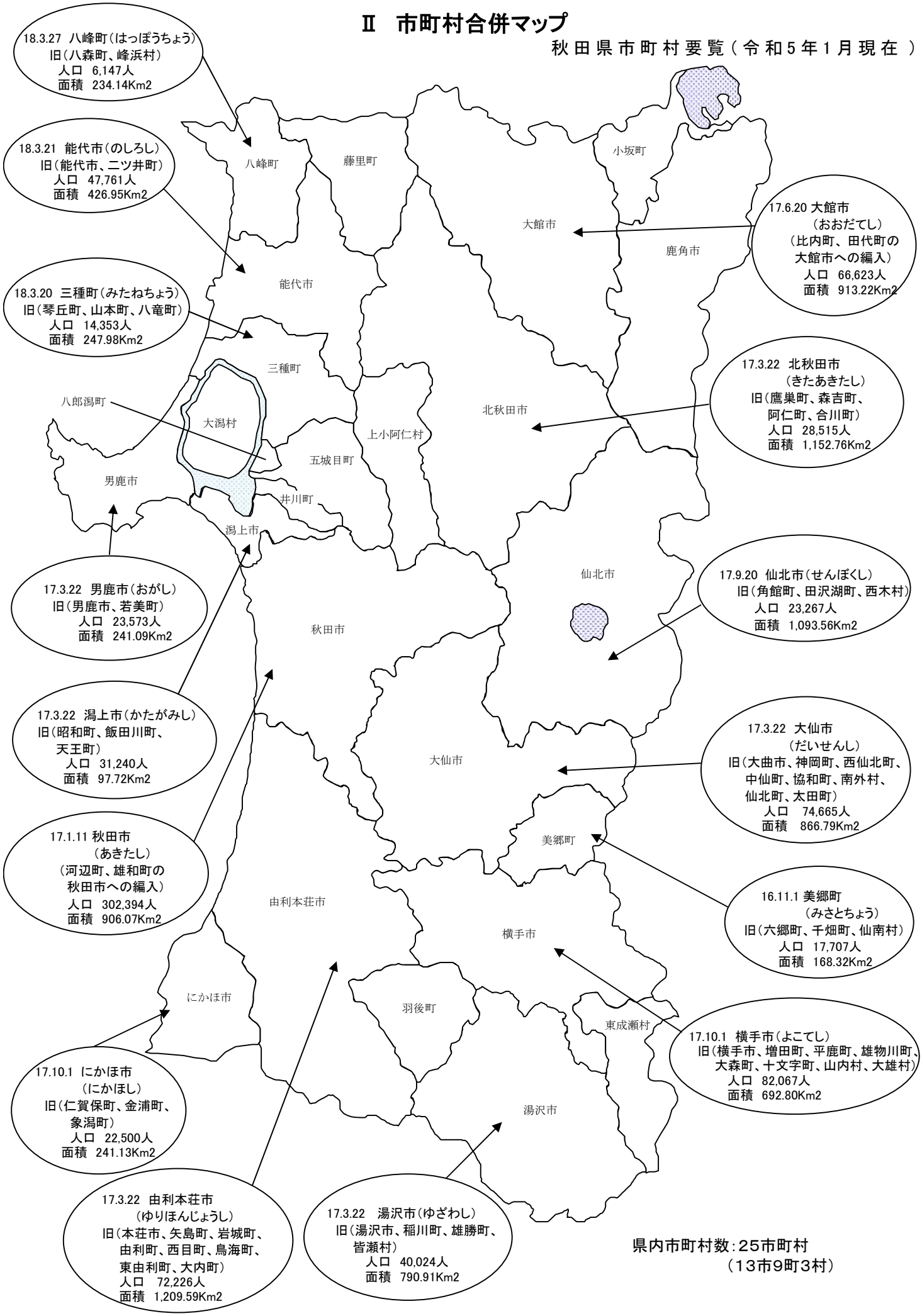

県内市町村数：25市町村
（13市9町3村）

Ⅲ　秋田県森林・林業・木材産業の主要指標と全国的地位

1　秋田県林業の主要指標と地位（全国）

項　　目	単位	秋　田	全　国	東北六県	全国における順位	東北における順位	調査時点 資料番号ほか
森林資源							
林野率	%	72.1	66.2	70.2	15	2	令和4年度末　資料②
森林面積	千ha	839	25,025	4,698	7	3	〃
民有林森林面積	〃	449	20,004	2,635	11	3	〃
国有林森林面積	〃	390	9,719	2,062	4	3	〃
国有林野率	%	46.5	38.8	43.9	4	3	〃
民有林人工林面積	千ha	257	7,834	1,194	6	2	〃
国有林人工林面積	〃	149	2,243	670	3	2	〃
スギ人工林面積	〃	364	4,411	1,228	1	1	〃　2位宮崎
民有林スギ人工林面積	〃	237	3,702	829	1	1	〃　2位宮崎
国有林スギ人工林面積	〃	127	709	399	1	1	〃　2位青森
人工林率	%	48.4	40.5	39.8	18	1	〃
民有林人工林率	〃	57.3	45.2	45.3	12	1	〃
国有林人工林率	〃	38.2	29.6	32.7	28	2	〃
森林蓄積	百万㎥	194	5,551	1,013	7	3	〃
スギ人工林蓄積（民・国）	〃	125	2,036	465	1	1	〃　2位宮崎
（上記全国シェア）	%	6	100	23	－	－	全国を100とする
林業生産							
〔造林〕							資料③
民有林造林面積	ha	336	19,441	2,249	11	3	令和3年度　1位北海道(8,160)
民有林スギ造林面積	〃	246	6,818	810	6	1	1位宮崎(1,685)
（スギの割合）	%	73	35	36	－	－	
〔伐採〕							令和4年次 資料③
素材生産量	千㎥	1,223	22,082	5,662	4	2	1位北海道 3,335、2位宮崎 2,031、3位岩手 1,461、5位大分 1,198
スギ素材生産量	〃	1,112	13,238	4,329	2	1	1位宮崎 1,878、3位大分 1,018
（スギの割合）	%	91	60	76	－	－	
製材用素材生産量	千㎥	524	12,937	2,367	6	2	1位宮崎 1,869、2位北海道 1,707、3位大分 889、4位熊本 744、5位福島 539
（製材用の割合）	%	43	59	42	－	－	
特用林産物							令和４年次 資料⑤
生しいたけ生産量	t	4,141	69,532	15,871	4	2	1位徳島（7,604ｔ）
まいたけ生産量	〃	88	56,709	402	13	2	1位新潟（36,621ｔ）
なめこ生産量	〃	283	23,738	7,331	12	4	1位長野（5,407ｔ）
林道・作業道							令和3年度末 資料⑥
民有林現況林道延長	km	2,524	89,481	14,615	10	3	
民有林林道現況密度	m/ha	5.6	5.1	5.5	23	3	
木材需給							令和4年次　資料③⑥⑦⑧
素材総入荷量	千㎥	1,456	25,954	6,187	4	1	1位北海道、2位宮崎
自県材入荷量	〃	1,090	15,507	4,172	3	1	1位北海道、2位宮崎
（自県材の割合）	%	75	60	67	－	－	
他県材入荷量	千㎥	366	6,575	1,633	3	2	1位宮城、2位福岡、4位宮崎
（他県材の割合）	%	25	25	26	－	－	
外材入荷量	千㎥	－	3,872	165	－	－	1位広島、2位茨城、3位愛媛
（外材の割合）	%	－	15	3	－	－	
原木市場取扱量	万㎥	152	－	－	－	－	
新設住宅着工数	戸	4,291	859,529	47,593	43	6	1位東京、2位大阪、3位神奈川

項　　目	単位	秋　田	全　国	東北六県	全国における順位	東北における順位	調査時点 資料番号ほか
木材工業							令和4年次　資料③⑥⑧
製材品出荷量	千㎥	187	8,600	1,126	13	3	1位宮崎、2位広島、3位北海道
製材工場数	工場	74	3,804	536	25	4	1位三重、2位岐阜、3位北海道
チップ工場数	〃	33	1,110	182	11	4	1位北海道、2位静岡、3位岐阜
合単板工場数	〃	2	155	－	－	－	
普通合板生産量	千㎥	470	3,059	－	－	－	全国シェア 15.4%
床板の生産量	千m2	1,684	－	－	－	－	
集成材の生産量	千㎥	61	1,659	－	－	－	全国シェア 3.7%
林業経営							資料⑨⑩⑪⑫
林家数	千戸	22	690	134	11	3	令和2年次（1ha以上所有）
林業経営体	経営体	1,010	34,001	5,133	10	2	
うち個人経営	経営体	754	27,776	4,007	12	2	
林業就業者数	人	2,245	60,738	11,580	7	2	令和2年次
林業産出額	億円	209	5,807	921	7	2	令和4年次　1位長野
うち木材生産	億円	118	3,254	524	6	2	1位宮崎
山林素地価格	円/10a	36,071	40,960	42,074	24	5	令和4年度（用材林地）
森林組合							資料⑬
森林組合数	組合	12	610	88	22	5	令和3年度
１組合平均組合員数	人	2,444	2,419	2,387	25	3	〃
１組合平均出資金額	千円	136,925	88,656	104,876	10	1	〃
１組合平均所有森林面積	ha	17,947	17,183	17,669	22	3	〃
１組合平均役職員数	人	17	14	14	10	1	〃
経常利益計上組合数	組合	12	563	82	－	－	〃
雇用労働者数	人	287	13,141	2,040	21	5	〃
１組合平均雇用労働者数	〃	26	23	24	18	1	〃
林業金融							資料⑦⑯
林業・木材産業改善資金貸付金額	百万円	26	489	83	－	－	令和4年度
日本政策金融公庫貸付金額	百万円	354	17,557	－	－	－	令和4年度（林業関係のみ）
保安林・治山							資料③⑦⑮
保安林面積	千ha	464	12,261	－	－	－	令和4年3月31日
民有林保安林面積	〃	97	5,344	－	－	－	〃
国有林保安林面積	〃	366	6,917	－	－	－	〃
民有林補助治山事業費	百万円	5,044	－	－	－	－	令和4年度
山地災害危険地区	箇所	7,162	194,159	－	－	－	令和4年3月31日（全国H29年度末現在）
なだれ危険箇所	〃	439	6,688	－	－	－	令和4年3月31日（全国H28年度末現在）
地すべり防止区域指定箇所	〃	85	1,960	－	－	－	令和4年3月31日
地すべり防止区域指定面積	ha	3,152	109,753	－	－	－	〃

（注）　1　全国・東北六県の数値がわかる資料、年度によるため、本書の統計表の数値と一致しない箇所がある。
2　森林資源のうち、林野率及び森林面積は森林法第２条第１項に規定される森林を対象とする。そのほかについては同法第５条及び第７条の２に規定される計画対象森林を対象とする。
3　林道密度算出のための民有林森林面積は、平成14年度森林資源現況調査の値を使用。

（資料）
①「2000年世界農林業センサス」農林水産省統計情報部
②「森林資源の現況」林野庁計画課
③「森林・林業統計要覧」林野庁監修
④「木材需給報告書」農林水産省大臣官房統計部
⑤「特用林産物生産統計調査」林野庁
⑥「民有林森林整備施策のあらまし」日本造林協会
⑦　農林水産部業務資料
⑧「建築統計年報」国土交通省
⑨「木材統計」農林水産省大臣官房統計部
⑩「2020年農林業センサス」農林水産省大臣官房統計部
⑪「林業産出額」農林水産省大臣官房統計部
⑫「国勢調査」総務省統計局
⑬「山林素地及び山元立木価格調」（一財）日本不動産研究所
⑭「森林組合統計」林野庁経営課
⑮「民有林治山事業の概要」林野庁
⑯　日本政策金融公庫秋田支店資料

Ⅳ 2020年農林業センサス 結果の概要

項目	単位	秋田	東北	全国	全国における秋田の順位
総土地面積	**ha**	**1,163,752**	**6,694,751**	**37,797,524**	**6**
林野面積	**ha**	**832,517**	**4,605,832**	**24,770,201**	**6**
国有	ha	371,837	1,940,228	7,153,338	4
林野庁	ha	371,656	1,927,896	7,013,170	3
林野庁以外の官庁	ha	181	12,332	140,168	39
民有	ha	460,680	2,665,604	17,616,863	11
公有	ha	109,838	519,845	3,407,898	6
都道府県	ha	12,322	140,449	1,310,110	15
森林整備法人（林業・造林公社）	ha	27,578	69,606	351,519	1
市区町村	ha	53,527	228,519	1,434,838	7
財産区	ha	16,411	81,271	311,431	5
独立行政法人等	ha	14,192	79,121	648,269	13
私有	ha	336,650	2,066,638	13,560,696	16
現況森林面積	**ha**	**817,659**	**4,556,051**	**24,436,267**	**6**
国有	ha	371,368	1,922,228	7,032,440	4
林野庁	ha	371,282	1,916,353	6,981,464	3
林野庁以外の官庁	ha	86	5,875	50,976	39
民有	ha	446,291	2,633,823	17,403,827	11
公有	ha	103,953	507,196	3,361,908	6
都道府県	ha	12,275	139,781	1,307,911	15
森林整備法人（林業・造林公社）	ha	27,578	69,604	351,497	1
市区町村	ha	49,168	218,482	1,397,122	8
財産区	ha	14,932	79,329	305,378	5
独立行政法人等	ha	14,192	78,934	647,446	13
私有	ha	328,146	2,047,693	13,394,473	16
森林以外の草生地	**ha**	**14,858**	**49,781**	**333,934**	**2**
国有	ha	469	18,000	120,898	22
林野庁	ha	374	11,543	31,706	12
林野庁以外の官庁	ha	95	6,457	89,192	24
民有	ha	14,389	31,781	213,036	2
公有	ha	5,885	12,649	45,990	2
都道府県	ha	47	668	2,199	14
森林整備法人（林業・造林公社）	ha	－	2	22	－
市区町村	ha	4,359	10,037	37,716	2
財産区	ha	1,479	1,942	6,053	2
独立行政法人等	ha	－	187	823	－
私有	ha	8,504	18,945	166,223	2
林野率	**%**	**71.5**	**68.8**	**66.4**	**17**
現況森林面積（森林計画対象）	**ha**	**817,566**	**4,549,236**	**24,312,632**	**6**
農林業経営体	**経営体**	**28,947**	**194,193**	**1,075,705**	**14**
個人経営体	経営体	27,902	187,885	1,037,342	15
団体経営体	経営体	1,045	6,308	38,363	10
林業経営体	**経営体**	**1,010**	**5,133**	**34,001**	**10**
個人経営体	経営体	754	4,007	27,776	12
団体経営	経営体	256	1,126	6,225	5
法人経営体	経営体	133	683	4,093	6

上位5県									
1位		2位		3位		4位		5位	
北海道	**8,342,439**	**岩手**	**1,527,501**	**福島**	**1,378,390**	**長野**	**1,356,156**	**新潟**	**1,258,424**
北海道	**5,503,768**	**岩手**	**1,152,364**	**長野**	**1,029,195**	**福島**	**942,413**	**岐阜**	**841,066**
北海道	2,915,580	青森	380,463	福島	373,261	秋田	371,837	岩手	364,916
北海道	2,826,275	青森	377,791	秋田	371,656	福島	370,975	岩手	362,529
北海道	89,305	大分	5,968	宮城	4,606	静岡	3,223	青森	2,672
北海道	2,588,188	岩手	787,448	長野	704,338	岐阜	685,752	新潟	577,977
北海道	964,267	山梨	199,144	長野	196,577	岩手	157,421	岐阜	114,753
北海道	620,601	山梨	176,758	岩手	85,613	神奈川	27,778	広島	26,132
秋田	27,578	岐阜	26,594	兵庫	24,533	島根	24,338	岡山	24,027
北海道	343,609	長野	111,451	岩手	63,055	鹿児島	57,587	山口	55,826
長野	48,538	福島	24,890	山形	17,208	岐阜	16,867	秋田	16,411
北海道	143,888	島根	33,137	長野	30,106	兵庫	27,434	宮崎	26,352
北海道	1,480,033	岩手	609,029	岐阜	547,724	新潟	491,937	広島	485,403
北海道	**5,503,768**	**岩手**	**1,152,364**	**長野**	**1,029,195**	**福島**	**942,413**	**岐阜**	**841,066**
北海道	2,839,086	青森	374,841	福島	371,836	秋田	371,368	岩手	356,898
北海道	2,816,893	青森	373,674	秋田	371,282	福島	370,652	岩手	356,430
北海道	22,193	宮城	2,832	静岡	2,160	大分	1,806	滋賀	1,569
北海道	2,473,948	岩手	783,292	長野	698,869	岐阜	683,816	新潟	575,597
北海道	947,138	山梨	199,144	長野	194,523	岩手	155,207	岐阜	113,744
北海道	620,340	山梨	176,758	岩手	85,489	神奈川	27,778	広島	26,040
秋田	27,578	岐阜	26,594	兵庫	24,532	島根	24,338	岡山	24,027
北海道	326,741	長野	110,352	岩手	60,973	鹿児島	56,681	新潟	54,344
長野	47,733	福島	24,823	山形	17,208	岐阜	16,863	秋田	14,932
北海道	143,426	島根	33,137	長野	30,063	兵庫	27,427	宮崎	26,352
北海道	1,383,384	岩手	607,087	岐阜	546,797	新潟	489,723	広島	477,769
北海道	**190,734**	**秋田**	**14,858**	**青森**	12,523	**岩手**	**12,174**	**沖縄**	**9,193**
北海道	76,494	岩手	8,018	青森	5,622	大分	5,138	長野	2,167
北海道	9,382	岩手	6,099	青森	4,117	長野	2,163	高知	1,331
北海道	67,112	大分	4,162	山梨	1,972	岩手	1,919	宮城	1,774
北海道	114,240	秋田	14,389	沖縄	8,976	広島	7,804	熊本	7,046
北海道	21,703	秋田	6,361	熊本	5,595	長野	2,329	岩手	2,004
宮城	358	北海道	261	岐阜	218	埼玉	207	愛知	200
長野	11	岐阜	3	福島	2	石川	2	山口	2
北海道	16,868	秋田	4,359	熊本	2,407	青森	2,377	岩手	2,082
静岡	1,760	秋田	1,479	長野	805	熊本	790	青森	388
北海道	462	宮城	186	新潟	50	長野	43	鳥取	37
北海道	96,649	秋田	8,504	広島	7,634	沖縄	7,124	千葉	5,695
高知	**83.7**	**岐阜**	**79.2**	**島根**	**78.7**	**山梨**	**78.2**	**奈良**	**76.9**
北海道	**5,289,720**	**岩手**	**1,139,714**	**長野**	**1,009,191**	**福島**	**936,429**	**岐阜**	**837,519**
茨城	**44,852**	**新潟**	**43,502**	**長野**	**42,777**	**福島**	**42,598**	**兵庫**	**38,302**
茨城	44,009	新潟	41,955	福島	41,671	長野	41,419	兵庫	37,120
北海道	4,347	新潟	1,547	鹿児島	1,441	長野	1,358	熊本	1,336
北海道	**4,565**	**宮崎**	**1,796**	**岩手**	**1,728**	**岐阜**	**1,584**	**広島**	**1,453**
北海道	3,806	宮崎	1,535	岩手	1,435	岐阜	1,338	広島	1,294
北海道	759	長野	395	岩手	293	宮崎	261	秋田	256
北海道	675	長野	201	岩手	193	宮崎	175	岐阜	150

項目	単位	秋田	東北	全国	全国における秋田の順位
保有山林面積規模別経営体数	**経営体**	**1,010**	**5,133**	**34,001**	**10**
保有山林なし	経営体	27	191	1,028	14
3ha未満	経営体	19	113	492	8
3～5ha	経営体	176	879	6,236	13
5～10ha	経営体	243	1,198	8,197	10
10～20ha	経営体	206	1,041	7,023	13
20～30ha	経営体	85	457	3,191	13
30～50ha	経営体	89	449	2,854	10
50～100ha	経営体	67	343	2,151	9
100～500ha	経営体	72	329	2,054	8
500～1,000ha	経営体	16	62	351	5
1,000ha以上	経営体	10	71	424	14
素材生産を行った経営体数	**経営体**	**208**	**936**	**5,839**	**9**
素材生産量	**千㎥**	**1,122**	**4,712**	**20,414**	**4**
保有山林で自ら伐採した経営体数	経営体	153	576	3,886	9
素材生産量	千㎥	224	877	4,345	5
受託若しくは立木買いによって素材生産を行った経営体数	経営体	94	500	2,695	7
素材生産量	千㎥	897	3,835	16,070	4
うち立木買いによる経営体数	経営体	39	312	1,410	11
素材生産量	千㎥	286	2,044	6,991	9

（注）1. 2020年農林業センサスの調査は、令和2年2月1日現在で実施。
2. 統計数値については、各単位毎に四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。
3. 2015年農林業センサスまで家族経営体と組織経営体に区分していたものを2020年農林業センサスより団体経営体（法人化している家族経営体＋組織経営体）、個人経営体（非法人の家族経営体）とした。

上位5県

	1位		2位		3位		4位		5位
北海道	**4,565**	**宮崎**	**1,796**	**岩手**	**1,728**	**岐阜**	**1,584**	**広島**	**1,453**
北海道	135	岩手	78	長野	64	山梨	38	福島	37
福島	46	鹿児島	39	熊本	32	大分	29	宮崎	26
北海道	704	広島	279	岩手	275	熊本	265	岐阜	257
北海道	1,187	広島	409	岩手	382	岐阜	371	岡山	333
北海道	1,049	広島	375	岩手	369	宮崎	347	岐阜	344
北海道	436	宮崎	267	岐阜	167	岩手	151	大分	127
北海道	380	宮崎	278	岩手	171	岐阜	152	大分	133
北海道	273	宮崎	173	岩手	135	静岡	111	岐阜	96
北海道	249	岐阜	109	岩手	106	長野	101	宮崎	99
北海道	48	岐阜	22	長野	20	岩手	19	秋田	16
北海道	89	長野	26	岩手	21	岐阜	19	福島	14
北海道	**481**	**岐阜**	**394**	**宮崎**	**371**	**岩手**	**323**	**熊本**	**313**
北海道	**3,567**	**宮崎**	**2,025**	**岩手**	**1,557**	**秋田**	**1,122**	**大分**	**950**
岐阜	326	北海道	284	愛媛	240	宮崎	238	熊本	227
北海道	540	宮崎	529	岩手	375	熊本	256	**秋田**	**224**
北海道	270	宮崎	190	岩手	168	熊本	118	大分	114
北海道	3,027	宮崎	1,496	岩手	1,182	秋田	897	大分	772
宮崎	143	北海道	141	岩手	126	鹿児島	63	熊本	59
北海道	1,250	宮崎	1,142	岩手	714	青森	429	宮城	367

令和６年度　森林・林業・木材産業関係の重点施策

～カーボンニュートラルの実現に向けた森林・林業・木材産業によるグリーン成長～

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、森林による二酸化炭素の吸収や木材による炭素の貯蔵効果に期待が高まる中、「伐って・使って・植える」という森林資源の循環利用により、林業・木材産業の成長産業化を実現することが重要である。

そのため、造林マイスターの働きかけによる林業経営体への森林経営管理の集約化や、造林の更なる低コスト化、スマート技術の導入等による省力化、苗木の安定供給体制の整備などの総合的な対策により再造林を促進する。

また、原木需要の増加に対応するため、低コストで安定的な原木生産体制の整備に向け、林業専用道などの路網整備の推進や、高性能林業機械の導入を促進するとともに、木材総合加工産地の確立に向け、木材製品の加工・流通体制の整備や、国内外における県産材の販路拡大に努める。

さらに、次代の秋田の林業をリードする人材を育成・確保するため、秋田林業大学校において即戦力となる林業技術者の育成を進めるとともに、無料職業紹介所（愛称：あきた森の仕事ナビ）の総合的な就業支援等により、多様な新規就業者の確保を図る。

加えて、手入れ不足の森林の適切な整備・保全を図ることを目的とした「森林経営管理制度」の円滑な推進に向け、運用の主体となる市町村を支援するほか、県民の財産や生活環境を守るため、公益的機能の維持・発揮を重視した森林整備や治山対策を推進する。

１　再造林の促進

（１）林業経営体への造林地集積の促進

森林所有者へ再造林適地の判定や収支プランを示して再造林等の働きかけを行う「あきた造林マイスター」を増員し、マイスターが所属する林業経営体と森林所有者による「造林保育管理契約」の締結を促進する。

（２）低コスト・省力造林技術の普及拡大

県有林の先進的造林技術実践フィールドにおいて、ドローンや地理空間情報アプリなどを活用したスマート林業技術の研修を開催するとともに、スギの低密度植栽や下刈り回数低減などの技術を確立する。

また、県有林における森林由来Ｊ－クレジットの創出を通じて、森林整備経費の負担軽減モデルを構築し、市町村や森林組合等に普及する。

（３）優良種苗の開発と安定供給体制の構築

秋田版スギエリートツリーの苗木生産の効率化や安定供給体制を構築するため、生産者及び生産者団体を支援する。

２　木材の生産・流通体制の整備と利用の促進

（１）原木供給力と加工・流通体制の強化

「秋田県原木需給会議」において、川上と川中が需給状況等の情報を共有し必要な事項を協議するとともに、木材の生産性向上のため、森林の調査・測量から原木の生産販売までの一連の作業を、ICT 機器を活用してスマート化したモデルを確立し林業経営体等に普及する。

また、林業生産コストの低減と原木の供給力の向上を図るため、林業経営体等における高性能林業機械やスマート林業技術等の導入を支援するほか、「高能率生産団地」内における木材の低コスト安定供給体制を確立するため、林業専用道の整備に引き続き取り組む。

さらに、木材加工企業の競争力強化を図るため、国内外の木材需給環境の変化に対応し、生産性・品質・供給力の向上が可能となる施設の導入を支援し、高品質で多様な製品供給を担う木材加工流通体制の整備を促進する。

（２）県産材の販路拡大

住宅分野での利用拡大を図るため、県内の住宅建築において県産材利用率の向上に取り組む工務店を支援するとともに、県外で県産材の利用と普及啓発に取り

組む工務店等（あきた材パートナー）を開拓し、販路の拡大を図る。
　また、非住宅分野の利用を促進するため、建築士等への研修会や建築を学ぶ学生を対象とした木材利用提案コンクールを開催し、建築物を木造・木質化する人材を育成する。また、モデルとなる民間非住宅建築物を表彰し、県民へ紹介することで木材利用の普及啓発を図る。
　さらに、製材品の輸出を促進するため、台湾のマーケット調査や台湾建築関係者へのプロモーション活動を実施し、新たな販路を開拓する。
　加えて、県産材をＰＲするため、ＳＮＳ等の活用や首都圏展示会へ出展し、建築関係者等へ県産材の情報を発信する。

３　次代を担う人材の確保・育成

（１）即戦力となる人材の育成

　林業大学校において、高性能林業機械の操作・メンテナンスや、ドローン等を用いた効率的な施業プランの作成などに対応できる、即戦力となる林業技術者を育成するほか、既に就業している若年林業技能者を対象とした研修を実施し、高度な林業技術の習得を促進する。

（２）新規就業者の確保・育成

　県内外からの新規就業を促進するため、無料職業紹介所（あきた森の仕事ナビ）において、オンライン等での就業相談や就職先の斡旋・マッチングを行う。
　また、林業の認知度向上を図り、女性や若者の林業への就業を促進するため、林業就業トライアル研修や、高校生への林業体験研修、高性能林業機械の展示・実演会を開催するとともに、女性・若手技術者が主体となった情報発信への支援等を実施する。

４　森林の有する多面的機能の発揮の促進

（１）多様な主体による健全な森林づくり

　森林経営管理制度の円滑な推進を図るため、秋田県森林経営管理支援センター支援員による指導・助言や、市町村職員等を対象に各種研修会を開催するなど、制度推進の主体となる市町村の取組を支援する。
　また、県民参加の森づくり活動や森林環境教育を推進するとともに、森づくり税の事業内容や成果、森林の有する働きなどの情報を発信し、県民に緑の大切さや森林・林業に対する理解の醸成を図る。

（２）森林病害虫対策と景観保全

　県民の財産や生活環境を守るため、松くい虫被害やナラ枯れ被害を防止し、森林の持つ公益的機能の維持・発揮を図る。
　また、野生動物の出没を抑制するための緩衝帯や、景観面・安全面に支障があるマツ林・ナラ林等を整備するほか、生育の思わしくないスギ人工林を混交林へ誘導するなど、森林環境や公益性を重視した森づくりを推進する。

５　安全・安心な地域づくりと施設の長寿命化の推進

（１）保安林の整備等による森林の公益的機能の向上

　公益的機能の発揮が特に求められる保安林において、森林病害虫被害まん延防止のための防除対策や本数調整伐、植栽などを実施し、公益的機能の維持・向上を図る。

（２）治山対策の推進と治山施設等の計画的な修繕・更新の実施

　局所化､激甚化する山地災害により被災した箇所の迅速な復旧を図るとともに、防災・減災、国土強靱化のため、荒廃した山腹や渓流への治山施設の設置や森林の整備などにより、災害に強い森林の維持・造成を図る。
　また、治山施設等の機能を効率的・効果的に確保するため、点検・診断や維持管理・更新等を適切に実施し、施設の長寿命化を目指す。

林務行政機構と事務分掌

- 知　事
  - 副知事
    - 農 林 水 産 部
      - 林業木材産業課　FAX 860-3828
        - 調整・経営体支援チーム　860-1914
        - 木材利用推進チーム　860-1915
        - 木材生産・流通チーム　860-1916
      - 森林資源造成課　FAX 860-3828
        - 調整・森林資源計画チーム　860-1919
        - 再造林推進チーム　860-1917
      - 森林環境保全課　FAX 860-3899
        - 調整・森林環境チーム　860-1750
        - 治山・林道チーム　860-1943
        - 森林管理チーム　860-1942
      - 農業経済課　FAX 860-3806
        - 金融・団体指導チーム　860-1766
        - 団体検査チーム　860-1770
      - 園芸振興課　FAX 860-3822
        - 野菜・畑作・特用林産チーム　860-1803
      - 農林政策課　FAX 860-3842
        - 総務チーム　860-1721
        - 経理チーム　860-1737
        - 林業研究研修センター　882-4511　FAX 882-4443
          - 総務企画室
          - 研修普及指導室
          - 環境経営部
          - 資源利用部
      - 鹿角地域振興局農林部－森づくり推進課　0186-23-2275　FAX 23-6085
        - 林業振興チーム
        - 森林整備チーム
      - 北秋田地域振興局農林部－森づくり推進課　0186-62-1445　FAX 62-9855
        - 林業振興チーム
        - 森林整備第一チーム
        - 森林整備第二チーム
      - 山本地域振興局農林部－森づくり推進課　0185-52-2181　FAX 53-5565
        - 林業振興チーム
        - 森林整備第一チーム
        - 森林整備第二チーム
      - 秋田地域振興局農林部－森づくり推進課　860-3381　FAX 860-3386
        - 林業振興チーム
        - 森林整備第一チーム
        - 森林整備第二チーム
      - 由利地域振興局農林部－森づくり推進課　0184-22-8351　FAX 22-1176
        - 林業振興チーム
        - 森林整備第一チーム
        - 森林整備第二チーム
      - 仙北地域振興局農林部－森づくり推進課　0187-63-6113　FAX 63-6779
        - 林業振興チーム
        - 森林整備第一チーム
        - 森林整備第二チーム
      - 平鹿地域振興局農林部－森づくり推進課　0182-32-9505　FAX 32-5117
        - 林業振興チーム
        - 森林整備チーム
      - 雄勝地域振興局農林部－森づくり推進課　0183-73-5111　FAX 72-5541
        - 林業振興チーム
        - 森林整備チーム
    - 生 活 環 境 部
      - 自然保護課　FAX 860-3835
        - 自然公園チーム　860-1612
        - 鳥獣保護管理チーム　860-1613
        - 調整・自然環境チーム　860-1614
        - ツキノワグマ被害対策支援センター　860-1613
- 公立大学法人　秋田県立大学
  - 木材高度加工研究所　0185-52-6900　FAX 52-6924

（注）1. 令和6年4月1日現在
2. 市外局番の記入のない電話番号は(018)である。
3. FAXの市外局番は電話番号の市外局番と同じ。

農林水産部ほかの林務関係事務分掌

担　当　名		分　掌　事　務
林業木材産業課	調整・経営体支援チーム	課内調整、新秋田元気創造プラン、新ふるさと秋田農林水産ビジョン、森林組合指導、木材関係団体指導、林業経営体指導、林野火災、林業関係の統計、林業労働力対策、公益法人（林業公社、木材加工推進機構）の指導監督
	木材利用推進チーム	県産材利用推進、県産材の販路･需要拡大、木製品の輸出促進、木構造建築人材の育成、CO_2固定認証制度、新製品・新技術開発の推進、木材高度加工研究所との連絡調整
	木材生産・流通チーム	林業・木材産業構造改革、原木の安定供給体制整備、高性能林業機械の導入促進、木材産業の流通施設整備、木材産業の加工流通施設整備、木質バイオマス利用促進・施設整備、木材産業の経営改善指導、流域林業活性化対策乾燥材の生産拡大
森林資源造成課	調整・森林資源計画チーム	課内調整、地域森林計画、森林審議会、市町村森林整備計画、森林経営計画の作成指導、森林経営管理制度、森林情報の整備、森林整備地域活動支援交付金、水源森林地域保全条例
	再造林推進チーム	間伐・造林事業、造林地の集積促進、造林マイスターの育成、県営林、林業種苗、林業大学校調整業務
森林環境保全課	調整・森林環境チーム	課内調整、秋田県水と緑の森づくり事業、秋田県水と緑の森づくり推進事業、森林環境譲与税、林業関係法人指導、県民の森維持管理、緑化推進、広報・普及啓発
	治山・林道チーム	治山事業の計画･実施、地すべり防止事業、治山施設災害復旧事業、民有林林道網整備計画、林道の開設・改良、林道施設災害復旧事業、高能率生産団地路網整備、技術管理業務
	森林管理チーム	保安林の指定・解除、県営保安林財産管理、林地開発、森林病害虫の防除
農林政策課	総務チーム	庶務一般
	経理チーム	予算・決算、公有財産の管理
農業経済課	金融・団体指導チーム	林業金融関係
	団体検査チーム	森林組合の業務・会計の検査
園芸振興課	野菜･畑作･特用林産チーム	特用林産の生産振興
林業研究 研修センター	総務企画室	庶務一般、予算・決算、公有財産の管理、森林・林業に関する企画
	研修普及指導室	秋田林業大学校の運営、林業普及指導事業、林業技術者等育成、森林経営管理支援
	環境経営部	森林生態系の健全化、森林生産力の維持、生物多様性の保存、モニタリング、森林土壌、水資源の保全
	資源利用部	遺伝資源の開発・保存、優良種苗の開発、育種事業、きのこの生産・栽培技術の開発
自然保護課	調整・自然環境チーム	自然公園法、自然環境保全
	鳥獣保護管理チーム	鳥獣保護、狩猟、ツキノワグマ被害対策支援センター
	自然公園チーム	自然公園施設整備

（注）　令和６年度

各地域振興局農林部森づくり推進課の事務分掌

班　名	分　掌　事　務
林業振興班	森林計画､流域林業管理システム、林業･木材産業構造改革事業、地域活動支援交付金、森林組合等団体指導、林業金融、林業労働力、木材産業の振興、林業普及、森林の総合利用、特用林産、林業種苗、緑化推進、保安林の指定・解除、保安林の作業許可、林地開発、鳥獣保護・猟政、入会林野、秋田県水と緑の森づくり税関係事業、森林経営管理制度、森林環境譲与税関係、県営林の管理、森林病害虫　ほか
森林整備班（第一・第二班）	森林整備事業、県営林の管理、林内路網（林道・林業専用道・森林作業道）の計画・整備、森林病害虫、治山事業の計画・実施、治山施設の管理、秋田県水と緑の森づくり税関係事業　ほか

（注）　令和６年度

森林・林業・木材産業等関係予算

令和6年4月1日現在

科　　目	6年度 予算 (A)	5年度 予算 (A)	対前年比 (A)/(B)	主　な　事　業　名
	千円	千円	%	
林業木材産業課	(1,773,705) 1,062,576	(3,019,861) 1,114,679	(58.7) 95.3	
林政推進費、総務費	306,762	307,182		給与費、林政推進費
木材利用推進費	106,350	114,604	92.8	あきた材販売促進事業
木材加工・流通・バイオマス費	(716,169) 5,040	(1,905,182) 0	(37.6) —	（合板・製材生産性強化対策事業） （新）木材生産スマート化推進事業
造　林　費	563,024	611,493	92.1	林業公社事業
森林整備及び木材産業振興臨時対策基金関連費	81,400	81,400	—	森林整備及び木材産業振興臨時対策基金関連費 （木質バイオマス発電施設資金融通事業の国庫返納金）
森林資源造成課	(4,140,535) 2,751,999	(3,529,138) 2,512,758	(117.3) 109.5	
林政推進費、総務費	497,193	—		
森林計画費	182,234	142,969	127.5	入会林野等整備促進事業、森林整備地域活動支援対策交付金、森林情報利活用ステップアップ事業ほか
秋田県森林経営管理制度推進事業費	21,297	19,518	109.1	市町村技術者等養成事業、秋田県森林経営管理支援センター運営事業、普及啓発事業
造　林　費	(3,232,192) 1,843,656	(3,161,577) 2,145,197	(102.2) 85.9	県営林経営事業優良種苗確保事業、造林補助事業、カーボンニュートラルに挑戦する再造林拡大事業、（合板・製材生産性強化対策事業）等
林業普及指導費	4,103	4,295	95.5	林業普及指導事業、林業普及指導研修事業
担い手育成対策費	203,516	200,779	101.4	森林・林業雇用総合対策事業、森林整備担い手育成基金、林業トップランナー養成事業、林業就業前研修生支援事業
森林環境保全課	(8,931,102) 6,763,843	(9,713,710) 7,562,550	(91.9) 89.4	
林政推進費、総務費	322,016	776,278	41.5	林政推進費、給与費、森林学習施設管理費、甘粛省林業技術者交流促進事業費
林業振興費	(130,730) 109,230	(140,700) 89,800	(92.9) 121.6	秋田スギ生産基盤づくり事業
森林病害虫防除費	327,330	326,494	100.3	森林病害虫等防除対策事業
林地管理費	27,263	31,505	86.5	保安林管理受託事業、保安林管理事業、林地開発許可制度実施事業
治　山　費	(5,335,935) 3,628,585	(5,640,941) 3,943,641	(94.6) 92.0	治山事業、県単治山事業、災害関連緊急治山等事業 、林地荒廃防止施設災害関連事業
林　道　費	(1,412,298) 973,889	(1,458,754) 1,055,794	(96.8) 92.2	林道事業、県単基幹作業道改築事業
災害復旧費	253,200	253,000	100.1	林地荒廃防止施設災害復旧事業 県単治山施設災害復旧事業、林道施設災害復旧事業
緑化推進費	4,063	3,877	104.8	緑化推進事務費、県民の森維持管理費
秋田県森林環境譲与税基金積立金	148,004	148,003	100.0	秋田県森林環境譲与税基金積立金
水と緑の森づくり税事業費	970,263	934,158	103.9	水と緑の森づくり事業、水と緑の森づくり推進事業費、水と緑の森づくり基金
農業経済課	703,043	624,440	112.6	
林業振興費	703,043	624,440	112.6	木材産業等高度化推進事業、林業・木材産業改善資金特別会計繰出金
自然保護課	152,987	118,609	129.0	
狩猟・鳥獣保護費	152,987	118,609	129.0	猟政事業、野生鳥獣保護管理事業、野生鳥獣被害防止対策事業、環境と文化のむら管理運営費、ツキノワグマ被害防止総合対策事業
計　(C)	(15,448,172) 11,181,248	(16,752,758) 11,680,036	(92.2) 95.7	※災害復旧費除く
一般会計予算額 (D)	584,234,000	582,543,000	100.3	
一般会計に占める割合 (C)／(D)	1.9%	2.0%	—	
▲農林水産部予算額 (E)	50,554,477	51,368,195	98.4	
▲農林水産部に占める割合 (C) ／ (E)	22.1%	22.7%	—	
林業・木材産業改善資金特別会計	50,168	223,315	22.5	

注）上段（　）は２月追加提案補正予算を含む。

参　　考

1　位　　置

本県は、首都東京のほぼ真北約450kmの日本海沿岸にあって面積11,637.52平方km、13市9町3村区画され、周囲奥羽山脈を隔てて、東は岩手県に、南は山形、宮城の両県と隣接し、北は本州最北端青森県と境して景勝地国立公園十和田湖を分け、西は日本海に面している。

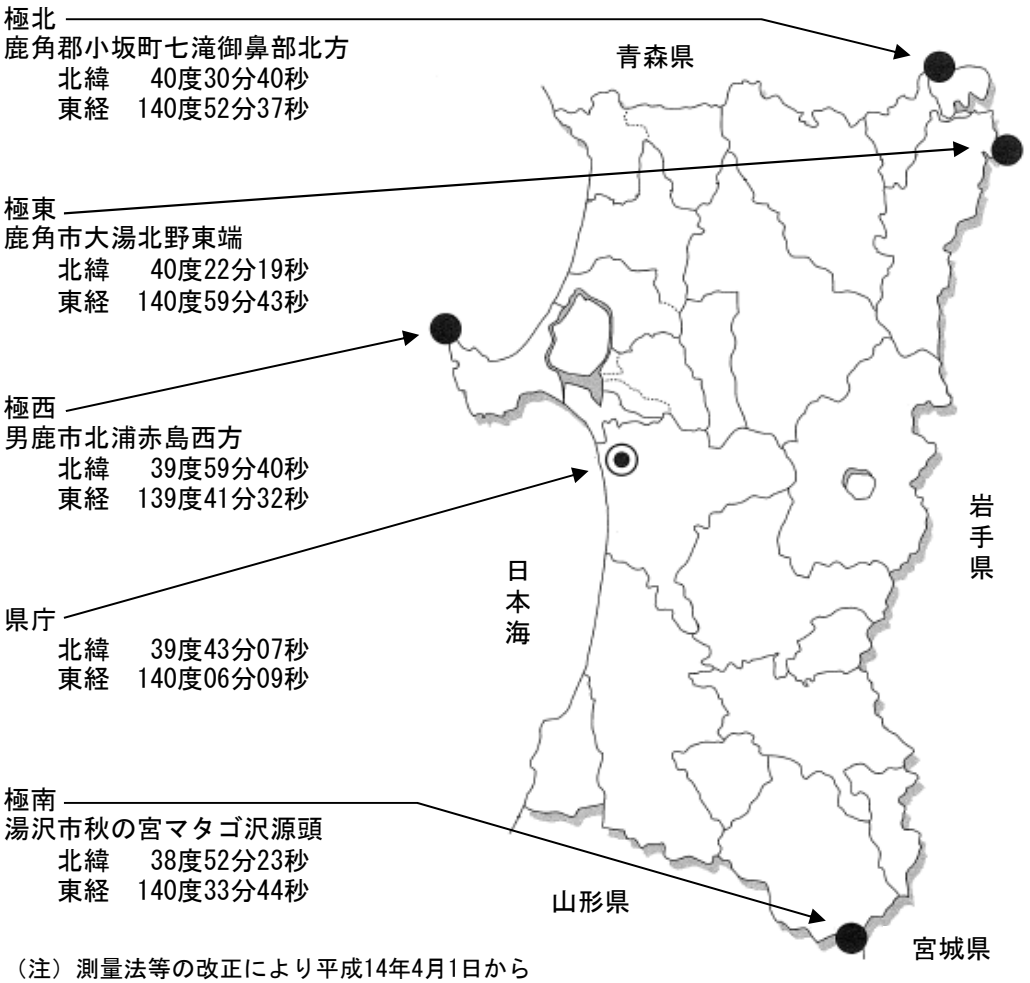

（注）測量法等の改正により平成14年4月1日から緯度・経度の基準が、日本測地系から世界測地系に変更になった。

2　地　　勢

本県は、経緯度計算によれば南北181km、東西111km、東経139、140度、北緯38､39､40度にまたがり、面積は11,637.52平方km（全国６位）である。

地勢は、東の県境の奥羽山脈に沿って那須火山帯が縦走して、八幡平、駒ヶ岳、栗駒山の諸火山と田沢、十和田の両カルデラ湖を形成し、西に平行する出羽丘陵に沿って鳥海火山帯が走り、その南端部にそびえる鳥海山は東北第二の高さを誇っている。

県北には、鷹巣、大館、花輪の諸盆地、県南には横手盆地などがあり、一方、雄物川、米代川、子吉川などの河川に沿って肥沃な耕地を展開して、その下流に秋田、能代、本荘の各平野があり、多くの都市が発展している。

資料：秋田県勢要覧（令和４年版）

3　地　　質

本県の地質は、青森及び岩手の県境付近に分布する古生代の粘板岩類と太平山を中心とする中世代白亜紀の花崗岩類を基盤として、新第三紀層及び第四紀層などの地層が広く分布している。

新第三紀層は、大別すると下部の火山岩類を主とする岩相と上部の堆積岩類を主とする岩相に分けられる。火山岩類は脊梁山地を中心とする県内陸部に広く分布し、海底火山噴出物である変質安山岩、石英安山岩、玄武岩などからなり、緑色凝灰岩（グリーンタフ）によって特徴づけられる。これらの火山岩類に伴って銅を始めとする有用金属を豊富に含んだ鉱床が形成され、北鹿地域の黒鉱鉱床はその代表例である。堆積岩類は、出羽丘陵以西の日本海側沿いに厚く発達しており、泥岩、砂岩、礫岩などで構成されている。海岸沿いには褶曲運動による背斜構造が幾系列も発達しており、その中に石油や天然ガスを胚胎している。

第四紀層としては、平野部では盆地、扇状地、段丘、砂丘などを構成する砂礫が卓越し、山地では那須－鳥海火山帯の活動により形造られた多数の火山が随所に地熱地帯を形成しており、本県のエネルギー源として重要である。

4　気温と降水量・積雪の深さ

(1) 県内各地の気温と降水量

主要観測所	平均気温（℃）				年降水量（mm）			
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
秋　田	12.9	12.8	12.9	12.6	1,566.5	2,022.5	1,916.5	1,862.0
鷹　巣	11.2	11.4	11.3	11.0	1,269.5	1,853.5	1,677.0	2,062.0
横　手	11.9	12.2	12.0	11.9	1,530.0	2,116.5	1,860.0	2,051.0
大　館	10.9	11.1	11.2	10.9	1,359.5	1,928.0	1,747.5	2,343.0
能　代	12.3	12.3	12.3	12.1	1,118.0	1,528.0	1,577.0	1,504.0
鹿　角	9.8	10.0	9.9	9.7	1,228.5	1,805.5	1,538.0	2,045.0
阿仁合	10.2	10.4	10.4	10.2	1,853.5	2,293.0	2,229.5	2,575.0
五城目	11.8	11.9	12.0	11.7	1,476.0	1,789.0	1,778.5	2,001.5
男　鹿	11.8	11.8	11.8	11.5	1,425.5	1,772.5	1,582.5	1,693.0
角　館	11.2	11.5	11.3	11.1	1,644.5	2,309.0	2,147.5	2,405.0
大正寺	11.1	11.3	11.1	10.9	2,300.0	2,469.5	2,067.5	2,207.0
大　曲	11.5	11.9	11.6	11.5	1,360.0	2,139.5	1,770.0	1,988.5
本　荘	12.9	13.0	13.0	12.8	1,695.0	2,061.5	1,938.5	2,082.0
にかほ	13.6	13.7	13.7	13.5	1,472.5	1,842.0	1,695.0	1,754.5
矢　島	11.6	11.8	11.7	11.5	2,035.0	2,433.5	2,270.0	2,218.0
湯　沢	11.1	11.5	11.2	11.1	1,433.0	1,689.5	1,619.0	1,567.5
湯の岱	9.7	10.0	10.0	9.7	1,806.0	2,269.5	2,107.5	2,156.5

資料：秋田地方気象台

(2) 秋田県の積雪の深さ　　（単位：cm）

観測所	最深積雪（極値）				観測所	最深積雪（極値）			
	令和元（〃）	2（〃）	3（〃）	4（〃）		令和元（〃）	2（〃）	3（〃）	4（〃）
秋　田	17 (H31. 2. 9)	24 (R2. 2. 11)	60 (R3. 1. 9)	56 (R4. 2. 18)	角　館	88 (H31. 1. 29)	52 (R2. 2. 8)	105 (R3. 2. 10)	128 (R4. 2. 34)
鷹　巣	77 (H31. 1. 29)	24 (R2. 12. 31)	64 (R3. 1. 11)	117 (R4. 2. 7)	大正寺	67 (H31. 2. 16)	35 (R2. 12. 21)	104 (R3. 1. 9)	124 (R4. 2. 6)
横　手	114 (H31. 2. 14)	85 (R2. 12. 31)	203 (R3. 2. 5)	199 (R4. 2. 7)	本　荘	17 (H31. 2. 12)	18 (R2. 12. 21)	49 (R3. 1. 9)	58 (R4. 2. 7)
能　代	31 (H31. 1. 28)	12 (R2. 12. 31)	23 (R3. 1. 7)	76 (R4. 1. 21)	矢　島	104 (H31. 2. 12)	34 (R2. 12. 31)	149 (R3. 1. 5)	155 (R4. 2. 7)
鹿　角	62 (H31. 2. 9)	32 (R2. 12. 31)	77 (R3. 1. 10)	81 (R4. 2. 24)	湯　沢	121 (H31. 2. 13)	80 (R2. 12. 20)	170 (R3. 1. 11)	145 (R4. 2. 7)
阿仁合	119 (H31. 2. 14)	73 (R2. 2. 9)	119 (R3. 1. 11)	170 (R4. 2. 7)	湯の岱	149 (H31. 1. 24)	77 (R2. 12. 20)	139 (R3. 2. 17)	170 (R4. 2. 6)
五城目	26 (H31. 2. 16)	21 (R2. 12. 14)	51 (R3. 1. 20)	76 (R4. 1. 21)					

（注）1. 毎正時の観測（24回/日）における積雪の深さの極値である。
　　2. 各年の期間は前年11月～当該年4月までである。

資料：秋田地方気象台

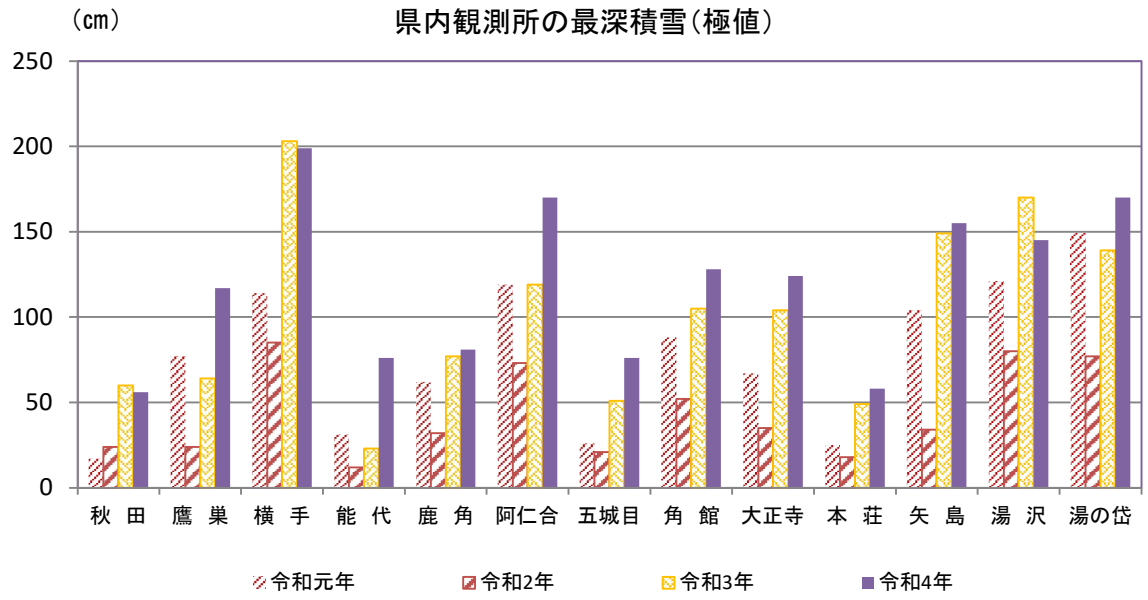

資料：秋田地方気象台

秋　田　ス　ギ

スギ（*Cryptomeria japonica*）は、日本の固有種で全国に分布し、古来から日本を代表する植栽樹種であり、和名＝スギの語源は直木＝スグキに由来するといわれるように、まっすぐで大きな木に育ち、材は軽いわりに強く、耐久性に優れているという特徴があります。

スギは林業用として最も多く植栽されている樹種であることから、日本各地でみることが出来ます。スギには多くの品種があり、「秋田スギ」は地域性の品種の代表的なものの一つにあたります。

秋田スギは、昭和41年「県の木」として指定され、当時秋田スギといえば天然の秋田スギを指していましたが、昭和57年4月からは、秋田産のスギを「秋田スギ」と呼び、天然のそれを「天然秋田スギ」と呼んでおります。

天然秋田スギは、米代川流域に属する県北部一帯の国有林に属するものがほとんどで、木曽ヒノキや青森ヒバとともに日本三大美林として全国に名高く、古くから建築用材などに利用され、また、現在では曲げわっぱや桶樽など秋田県を代表する伝統工芸品に使われてきています。しかしながら、その資源量は大きく減少しています。

現存する天然秋田スギの代表的な林分のひとつとして仁鮒水沢のスギ林があり、その中には林野庁が指定した巨樹・巨木百選の一つにもなっている、日本一高い天然秋田スギ「きみまち杉」（樹高58m）があります。現在は「植物群落保護林」に指定され、林分構造の解明や生態的遷移を研究するために保護されております。

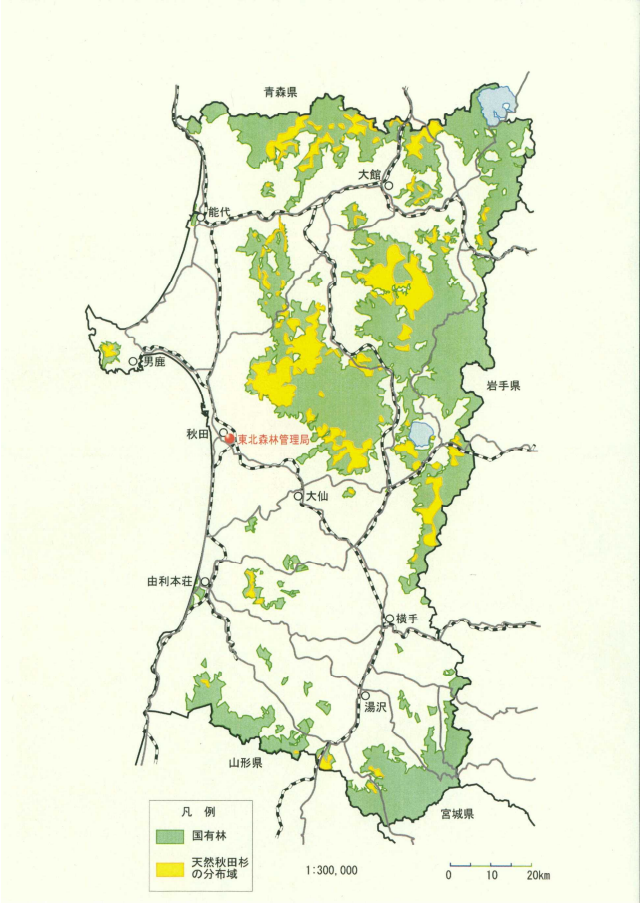

天然秋田スギ分布域（東北森林管理局提供）

用語の解説

2020年農林業センサス

現況森林面積	調査日現在の森林面積で、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画樹立時の森林計画を基準とし、計画樹立時以降の森林の移動面積を加減し、これに森林計画以外の森林面積を加えた面積をいう。
公有（林）	都道府県、森林整備法人、市区町村及び財産区が所管する土地（借入地を含む）をいう。
国有（林）	林野庁及び林野庁以外の官庁が所管する土地をいう。
財産区	地方自治法第294条に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた土地について財産区を作り、地元住民が使用収益している土地をいう。 なお、財産区が生産森林組合に変わっている場合は私有（林）とした。
私有（林）	民有（林）のうち、独立行政法人等及び公有（林）を除いた土地をいう。
森林以外の草生地	森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいう。 (1) 河川敷、けい畔、ていとう（堤塘）、道路敷、ゴルフ場等は草生していても除いた。 (2) 林野庁には貸地の採草放牧地を含む。 (3) 林野庁以外の官庁には、財務省所管の未開発地や防衛省所管の自衛隊演習地を含む。 (4) 民有林には、現況が野草地（永年牧草地、退化牧草地、耕作放棄した土地が野草地化した土地を含む。）を含む。
森林整備法人	分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第２号に規定する森林整備法人が所管する土地をいう。 林業公社・造林公社は森林整備法人に該当する。
森林面積	森林法第2条に規定する森林の面積をいい、具体的には次に掲げる基準によることとした。 (1) 木材が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹並びに木竹の集団的な生育に供される土地をいう。 (2) 保安林や保安施設地区等の森林の施業に制限が加えられているものも森林に含めた。 (3) 国有林野の林地以外の土地（雑地（崩壊地、岩石地、草生地、高山帯など）、附帯地（苗畑敷、林道敷、作業道敷、レクリェーション施設敷など）及び貸地（道路用地、電気事業用地、採草放牧地など））は除いた。
総土地面積	都道府県の全ての面積をいう。 本調査では、原則として国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」の総土地面積によった。
民有（林）	国有（林）以外の土地をいい、独立行政法人等、公有（都道府県、森林整備法人、市区町村、財産区）及び私有（林）に分類される。 なお、森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づき、市町村が経営管理権を設定したものは、当該設定前の分類とする。
林野庁以外の官庁	林野庁以外の国の行政機関が所管する土地をいう。
林野面積	現況森林面積と森林以外の草生地の面積を合わせたものをいい、不動産登録法（平成17年法務省令第18号）第99条に規定する地目では山林と原野の面積を合わせたものに該当する。
林野率	総土地面積に占める林野面積の割合をいう。 なお、全国、全国農業地域別、都道府県別の各数値を算出する際は、総土地面積から北方領土及び竹島を除いて計算した。
農林業経営体	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。 (1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業 (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業 ①露地野菜作付面積 15 a ②施設野菜栽培面積 350 ㎡ ③果樹栽培面積 10 a ④露地花き栽培面積 10 a ⑤施設花き栽培面積 250 ㎡ ⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭 ⑦肥育牛飼養頭数 1 頭 ⑧豚飼養頭数 15 頭 ⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽 ⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽 ⑪その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模 (3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。） (4) 農作業の受託の事業 (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200㎥以上の素材を生産した者に限る。）
農業経営体	農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
林業経営体	農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
個人経営体	個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。
団体経営体	個人経営体以外の経営体をいう。
会社	次のいずれかに該当するものをいう。
株式会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
森林組合	森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
林家	調査期日現在の保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。

令和6年4月　発行

秋田県森林・林業の概要

令和６年度版

編集・発行　秋田県　農林水産部　林業木材産業課

〒010-8570　秋田市山王四丁目1番1号

電話　018-860-1914

FAX　018-860-3828